

22外部監査公表第2号（平成22年4月26日付 福岡市公報第5729号公表）

高齢者福祉及び介護保険事業の運営管理について

（総論）

1 介護保険事業の状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(2)介護保険事業特別会計</p> <p>③介護サービスの計画と実績の推移 (意見 1)</p> <p>市は要介護者認定者数（要介護度別）の計画人数に基づいて介護保険サービスの必要給付量を見積り、介護保険事業計画を策定しているが、要介護者認定者数（要介護度別）の実績が計画と大きく乖離している。第3期事業計画期間（平成18年度～平成20年度）においては介護保険法の改正に伴う要介護（要支援含む）認定区分の変更があり国の見込みも乖離が生じているため予測が困難であったと推測されるが、過去の実績も踏まえ、今後は見積りの精度をより高める必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>第4期介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）における要介護認定者の推計については、第3期計画期間中の性別・年齢階級別・要介護度別の認定率の実績を踏まえて見込んでいる。</p> <p>なお、平成21年度の実績については、計画比99.3%となっている。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p>
<p>(3)要介護認定の適正性</p> <p>③訪問調査について (指摘 1)</p> <p>認定調査に従事する者は、都道府県または政令指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）の修了が義務付けられている。</p> <p>監査人が市に登録されている訪問調査員1,104名について、認定調査員研修を終了しているか点検を行った結果、46名の調査員は認定調査員研修を受講していなかった。また、このうち2名は実際に認定調査を実施していた。</p> <p>研修未受講者が認定調査員として登録されていた理由は、市の点検が十分でな</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>市において登録を行う際には、認定調査員従事者届により研修受講済みの確認を行うよう徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p>

<p>かったためであるが、認定調査の公平・公正かつ適切な実施を図るため、調査員登録の際は調査員研修受講の確認を徹底する必要がある。</p>	
<p>(3)要介護認定の適正性 ③訪問調査について (意見 2) 認定調査員研修には新規に認定調査に従事する者を対象とする新任研修と、継続して認定調査に従事する者を対象とする現任研修とがある。現任研修の参加者は438名であり、介護認定調査員の登録人数1,104名を大幅に下回っている。これは会場の都合により研修参加者を各事業所につき1,2名に限定しているためであるが、認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させるという研修の趣旨に鑑みると、開催回数の増加等により参加機会を拡大する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22.11.5通知】 平成21年度の現任研修並びに平成22年度の新任研修については、介護認定調査員の人数を制限せずに、それぞれ2日間に渡り実施した。 なお、22年度の現任研修においても、研修参加者を制限せずに実施することとした。 (介護保険課)</p>
<p>(3)要介護認定の適正性 ④介護認定審査会について ア.審査判定について (指摘 2) 介護認定審査会における「介護の手間にかかる審査判定」は、「介護に要する時間」を基準にすることとされている。介護の手間を表すための指標として「介護に要する時間」が最も客観的と考えられるからである。 監査人は、介護認定審査会における二次判定で一次判定が結果変更となっている事例のサンプルを抽出し(70件)、審査会議事録を閲覧して「介護に要する時間」を基準にして審査判定が行われているか検討した。</p>	<p>【措置済 H22.11.5通知】 介護認定審査会における「介護の手間にかかる審査判定」において、一次判定の結果を変更する際は、主治医意見書及び訪問調査の特記事項から、通常の場合に比べ介護の手間がより「かかる」または、「かからない」かの議論を行い、介護の手間が読み取れる具体的な箇所を明示し、記録するよう徹底を図った。 (介護保険課)</p>

<p>その結果、変更理由が「全体」と抽象的にしか記載されておらず、「介護に要する時間」に基づいて判定しているか不明確な事例が9件検出された。公正公平な審査の実施を担保するため、変更理由は具体的に記載する必要がある。</p>	
<p>(3)要介護認定の適正性</p> <p>④介護認定審査会について</p> <p>イ. 介護認定審査委員研修について (意見 3)</p> <p>要介護認定における公正公平かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者は、市の介護保険課及び各区福祉・介護保険課が実施する研修を受講することとされている（「福岡市介護認定審査会委員等研修実施要綱」）。</p> <p>しかし、出席率は新任研修で81.0%、現任研修で78.8%であり、合わせて延べ170人の研修未受講者が発生している。やむを得ず研修に出席できないこともあると考えられるが、欠席者へのフォローの状況について確認したところ、介護認定審査会の際に研修資料を渡して市職員が簡単な説明を行っているのみで、研修受講（2時間～3時間）に相当する十分なフォローは実施できていなかった。審査判定に必要な知識、技能の習得及び向上という趣旨を果たすため、欠席者にはビデオ等による十分なフォローの実施が必要であると考ええる。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>平成22年度における介護認定審査会委員研修は、平成23年3月に新任研修を実施した。</p> <p>新任研修は、厚生労働省通知及び福岡市介護認定審査会委員等研修実施要綱により3時間以上を目安として行うようにしているが、今回の新任研修は、市全体研修を2回、区研修を1回、計3回に分け、1回当たりおおよそ2時間の研修を実施した。</p> <p>受講対象者は53名で、3回とも出席した委員は45名、2回出席した委員が8名であり、3時間以上の研修目安は達成できた。また、未受講の研修内容については、区研修等においてフォローを行うとともに、厚生労働省が作成した介護認定審査会DVD教材を各区に配布し、必要者には視聴できるように配慮した。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p>
<p>(4)介護保険料の納付</p> <p>②市の介護保険料に関する状況 (意見 4)</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>口座振替率の増加については、福岡市介護保険料徴収計画において、口座振替</p>

<p>市の介護保険料の収納率は17の政令指定都市中、下から2番目となっており、これは特別徴収割合、普通徴収の口座振替率ともに政令指定都市平均を下回っている点に原因があると考えられる。</p> <p>被保険者の年金額によって決定される特別徴収割合を市の取組みで増加させることは困難であるが、普通徴収については金融機関への口座振替獲得手数料の支払等の施策により口座振替率を増加させ、徴収率のアップを図る必要があると考える。</p> <p>また、生活保護受給者で特別徴収となっていない者に対する、福祉事務所長による介護保険料の代理納付の一層の推進が必要と考える。</p>	<p>推進月間における口座振替の推進や初回滞納者への口座振替の勧奨など、口座振替の推進施策を定め、計画的に口座振替を推進し収納率の向上を図ることとした。</p> <p>また、介護保険料の代理納付については、福岡市介護保険料徴収計画において、生活保護受給開始者について、介護保険料の納付状況の確認を徹底するとともに、年1回の定期調査を継続し、代理納付の推進を図ることとした。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>
<p>(4)介護保険料の納付</p> <p>③未納保険料の徴収体制等</p> <p>ア. 未納保険料の発生及び納付状況並びに所得段階別の滞納者の状況は以下のとおりである。</p> <p>(指摘 3)</p> <p>未納保険料の徴収は、書面による催告・督促、納付指導、滞納処分等の施策により実施され、収納対策の実施についての通知等はなされているが、より具体的な徴収計画を作成していないこともあって平成20年度末未納額が674百万円と多額になっている。</p> <p>効果的かつ効率的に未納保険料を徴収するためには、納付額等の数値目標の設定、計画に基づく徴収活動の実施、計画と実績の比較分析による課題の洗い出し、課題の次年度へのフィードバックという一連の作業が不可欠である。そのため、より具体的な徴収計画を作成し、</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>徴収計画の作成については、目標収納率、重点施策の目標件数といった数値目標や年間スケジュールなどを定めた福岡市介護保険料徴収計画を作成し、計画的に徴収活動を実施することとした。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

<p>計画的に徴収活動を実施する必要がある。</p>	
<p>(4)介護保険料の納付 ③未納保険料の徴収体制等 イ. 書面による催告・督促 (意見 5) 市は介護保険料の未納者に催告書を送付しているが、催告書には時効中断の効果がなく、督促状発行後2年が経過して時効が完成した未納保険料を不納欠損として処理している。市の不納欠損率は17政令指定都市中、3番目の高さとなっていることから、介護保険の財源確保のため、時効中断措置を講じた上での回収努力の継続の検討も必要と考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 時効中断措置については、福岡市介護保険料徴収計画を作成し、要介護等認定申請時や納付指導など窓口、電話等の機会をとらえて、時効中断となる分納や分納誓約書の提出の指導を徹底し、納付指導を強化することとした。 (介護保険課)</p>
<p>(4)介護保険料の納付 ③未納保険料の徴収体制等 ウ. 非常勤嘱託員による納付指導等 (意見 6) 未納介護保険料の収納対策のため行政事務の経験が長い市職員退職者を非常勤嘱託員として採用しているが、滞納繰越額の収納率は横ばいで推移しており、大幅な改善は認められない。これは、窓口対応、電話勧奨、戸別訪問等の活動内容を各区福祉・介護保険課及び非常勤嘱託員の判断に任せ、組織的な収納活動が行われていない点に一因があると考えられる。収納率向上のため、市の主導でより効率的・効果的な活動計画を策定し、非常勤嘱託員は計画に基づいて活動する必要があると考える。 なお非常勤嘱託員の報酬は定額であるが、収納率向上のため、収納実績に応じた報酬体系へ変更し、インセンティブを付与することの検討、また、市職員退職</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 介護保険納付指導員の活動計画の策定については、福岡市介護保険料徴収計画において、介護保険納付指導員の重点施策、目標件数、年間スケジュールを作成し、職員と介護保険納付指導員が役割分担のもと、一体となった計画的な徴収活動を行うこととした。 なお、非常勤嘱託員の見直しの検討については、督促後の保険料徴収は、国民健康保険徴収嘱託員となっており、直接的な保険料徴収は国民健康保険徴収嘱託員（収納実績に応じた報酬体系）の事務であり、介護保険納付指導員は、電話勧奨、国民健康保険徴収嘱託員との連絡調整など、納付指導、納付相談、制度説明など間接的な業務が中心となるため、まずは新たに作成した同計画の活動の進捗状況、成果を検証していくこととした。 (介護保険課)</p>

<p>者ではなく、債権回収の専門家の活用も検討する必要があると考える。</p>	
<p>(4)介護保険料の納付 ③未納保険料の徴収体制等 エ. 滞納処分 (指摘 4) 被保険者が保険料を滞納し、督促により指定された期限までに納付しない場合、介護保険法第144条等に基づき、財産の差押等の滞納処分を行う必要があるが、市は滞納処分の実施に伴う事務量の増加に対応する職員を確保できていないとの理由で、滞納処分を実施していない。介護保険制度の安定運営を図るためには、国民健康保険担当部署との連携や所得段階の高い被保険者を対象とする等の施策により、効率的・効果的な滞納処分を実施する必要がある。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】 滞納処分については、関係課と連携を図るとともに、研修等を行い、資力がありながら滞納している被保険者を対象に、滞納処分に取り組むこととした。 (介護保険課)</p>
<p>(8)介護サービスの質の向上・確保のための取組み ①介護保険サービスに関する相談・苦情 (意見 7) 市は、介護保険のサービスに関する相談・苦情を、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、地域包括支援センターまたは各区保健福祉センター福祉・介護保険課で受け付けている。また、受け付けた苦情については、サービス事業者への調査、指導及び助言を行い、処理結果については利用者へ通知している。 市は相談・苦情の内容をデータベース化しているが、事業者間での情報共有は行っていない。同様の相談・苦情の再発を防止して介護保険サービス全体の質を向上させるため、事業者の集団指導時に</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 事業者への集団指導時において、苦情・相談のデータベースを活用し、サービスの質の向上を図ることとした。 (介護保険課)</p>

<p>報告する等の施策により、データベース化している事例を積極的に活用する必要があると考える。</p>	
<p>(8)介護サービスの質の向上・確保のための取組み ④介護モニター事業（介護サービス利用状況アンケート事業） （指摘 5） 市は介護保険のサービス利用者から、現在利用している介護サービス・介護予防サービスに関する意見をアンケート形式で収集し、その意見をまとめたものをサービス事業所へフィードバックして、事業所のサービス向上や改善に役立ててもらい、介護サービス・介護予防サービスのより一層の質の向上を図る介護モニター事業を行っている。 平成20年度は予算を確保していたが、制度改正対応等による事務負担の一時的な増を理由に調査を実施していない。利用者による評価はサービスの質や内容を点検・確認し、介護保険サービスの質の向上を図る上で大変有用な情報であるため、計画どおりに調査を実施することが必要である。 なお、市は平成19年度も介護モニター事業を実施していないが、同年度はより詳細な調査である高齢者実態調査が実施され、介護モニター事業の代替として機能している。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 介護モニター事業（介護サービス利用状況アンケート事業）については、平成21年度は22年1月に実施し、集計結果をまとめた報告書を市HPに掲載するとともに居宅サービス事業者等に周知した。平成22年度は23年1月に実施することとしている。 （介護保険課）</p>

2. 地域支援事業及び高齢者福祉サービスの状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(1)地域支援事業及び高齢者福祉サービスの概要 （意見 8） 市では、毎年6月頃に開催される「18大</p>	<p>【その他 H22. 11. 5 通知】 他都市で実施されている事業内容や料金等の情報を収集して、市の事業との比較分析を詳細に行い、かつ、その結果</p>

<p>都市高齢者保健福祉担当課長会議」において配布される資料により他政令指定都市の高齢者福祉事業の実施状況を把握しており、また、事業計画策定上、必要に応じて随時他都市に問い合わせしている。しかし、各地域支援事業の内容等について、他政令指定都市等との比較分析を行った結果を明確に記載した書類等は作成されていない。今後の事業運営のあり方を検討する上では、他都市で実施されている事業内容や料金等の情報を収集して、市の事業との比較分析を詳細に行い、かつ、その結果を書面にしておくことが必要であると考え。</p>	<p>を書面にしておくことについては、大都市高齢者保健福祉担当課長会議開催時に基礎的な情報を収集し、市として事業課題等があり見直しが必要な場合には、個別に当該事業について照会等を行い、比較分析を行う方が、各地域支援事業等について各政令市等に別途照会を行い、詳細な分析を行うよりは、効率的でより実情に即した分析ができると考える。</p> <p>また、照会内容については、必要に応じて書面に残しているところであり、措置は行わないこととした。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>ア. 特定高齢者施策</p> <p> a. 介護予防健診事業</p> <p>(意見 9)</p> <p>介護予防健診は、特定高齢者を把握するための重要な事業であり、いかに受診者数を増やすかが大きな課題となるが、健診の受診者が計画に比して大幅に低い水準(46.1%)となっている。また、他の政令指定都市と比較しても、受診率(9.3%)は低い状況であることから、これらの原因分析を行い、介護予防健診のPR方法等を検討し、受診者を増やす施策を行う必要があると考える。</p>	<p>【措置済 (平成23年6月24日通知)】</p> <p>介護予防健診については、国の地域支援事業の要綱改正に伴う事業実施方法の変更により、平成23年3月末で終了した。</p> <p style="text-align: right;">(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>ア. 特定高齢者施策</p> <p> b. 介護予防教室事業</p> <p>(意見 10)</p> <p>パイロットテストの結果をもとに特定高齢者数を想定したとはいえ、介護予防</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成21年度より計画を見直し、実状に沿った計画値を策定している。また、年間を通じて参加できる開催方法を採用したことや、いきいきセンターふくおかによる事業のPR強化により、参加者数は増加している。</p>

<p>教室の利用者の計画と実績の乖離は大きなものがある。</p> <p>高齢者が生活の質を維持・向上するためには、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も状態の軽減もしくは重度化を防止するための健康づくり・介護予防の取組みが重要となる。このための重要な事業の一つが介護予防教室であり、教室参加者が少ないことは大きな課題となる。</p> <p>介護予防健診と同様にこれらの原因分析を行い、介護予防教室のPR方法等を検討し、利用者を増やす施策を行う必要があると考える。</p>	<p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>ア. 特定高齢者施策</p> <p> c. 訪問運動生活指導事業</p> <p>(意見 11)</p> <p>訪問運動生活指導は特定高齢者施策でありながら、利用者のほとんどが一般高齢者となっている。これは医師の紹介等による利用者について、特定高齢者か否かのチェックを十分に行うことができないままにサービスを行ったことによるが、あくまで特定高齢者に対する事業であるため、特定高齢者に対してサービスを行うとともに、一般高齢者に対するサービス提供の必要性を検討し、事業のあり方を検討することが必要であると考え</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>当該事業の対象者を、特定高齢者のうちうつや閉じこもりなどで介護予防教室への通所が困難な人とし、PRを行っている。</p> <p>一般高齢者については、特定高齢者に該当しないがうつ項目に該当する人には、各区地域保健福祉課またはいきいきセンターふくおかが状況把握し、必要なサービスへ繋げる体制を整えた。</p> <p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>ア. 特定高齢者施策</p> <p> d. 生活支援サービス事業</p> <p>(意見 12)</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成18～20年度の実績をもとに、平成21年度からの計画の見直しを行った。</p> <p>(地域保健課)</p>

<p>生活支援サービスにおいても、利用者実績は計画と非常に大きな乖離が生じている状況である。これは、当該事業が特定高齢者のうち特定の要件を満たす高齢者を対象とするものであるためにサービスの需要そのものが低く、計画値が高すぎたことが原因である。今後は、実態に合わせて計画を策定することが必要であると考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>イ. 一般高齢者施策</p> <p>b. 生き生きシニア健康福岡21事業 (意見 13)</p> <p>健康教育・健康相談事業及び生き生きシニア健康福岡21事業の利用状況（実施回数及び利用者数）をみると、各区において実施回数に差が生じている。地域の実情に応じた事業が実施されるように各区の実施状況の分析を行うと共に、事業の実施方法等についても十分配慮することが必要であると考え。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>区主催の教室については、実施回数を設定している。地域で実施する講座等については、地域毎の状況や要望に応じて回数や内容を決定している。</p> <p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>イ. 一般高齢者施策</p> <p>d. 生きがいと健康づくり推進事業 (指摘 6)</p> <p>「福岡市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施要綱」の第3条において、事業の運営は、区老人クラブ連合会及び社会福祉法人福岡市社会福祉事業団に委託することができることとされているが、高齢者パソコン教室事業については、要綱に記載されていない別の民間業者に委託を行っている。要綱において委託先を指定することの是非を含めて、要綱の見直</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年度中に事業のあり方を検討のうえ、要綱の見直しを行うこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>しが必要である。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>イ. 一般高齢者施策</p> <p>e. ふれあいデイサービス事業</p> <p>(意見 14)</p> <p>ボランティア団体がふれあいデイサービス事業を実施するものであるが、事業の実施団体は4団体のみであり、特定の地区(南区, 早良区, 西区)に限られているが、利用者数が少なくないことから事業の一定の効果は得られていると考えられ、実施団体の増加及び負担軽減等を図るためにも、助成額を増やすなどの施策を検討する必要があると考える。</p>	<p>【措置済(平成24年8月16日通知)】</p> <p>平成23年度末で事業終了し、活動中の団体については、ふれあいサロンへ移行した。</p> <p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>イ. 一般高齢者施策</p> <p>h. 介護予防週間啓発事業</p> <p>(意見 15)</p> <p>介護予防啓発関連の事業として、充実強化事業、介護予防普及啓発事業、介護予防週間啓発事業があるが、これらを管轄する課も地域保健課と保健予防課とに分かれており、介護予防啓発関連事業の実施が不効率となっている可能性が考えられるため、事業を集約するか、担当課を統一するなどの検討を行う必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年度組織変更により、当該事業を管轄する部署を地域保健課に集約した。</p> <p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>②包括的支援事業</p> <p>イ. 地域包括支援センター事業</p> <p>(意見 16)</p> <p>地域包括支援センターで受けた相談等について、統計用としてデータベース化されているが、詳細な内容についてまで</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>地域包括支援センターで受けた相談等を入力するシステムを平成21年度から見直し、詳細な内容までデータが把握できるようにした。</p> <p>(地域保健課)</p>

<p>はデータベース化はされていない。過去の相談等の事例をそのまま利用できるような単純な業務ではないが、過去事例の有効活用がデータベース化により可能となるかを検討することは必要であると考ええる。</p>	
<p>(2)地域支援事業 ②包括的支援事業 イ. 地域包括支援センター事業 (意見 17) 市は、すべての地域包括支援センターの実地調査を年1回行い、4段階での評価を実施しているが、例えば、「権利擁護業務」の「成年後見制度の活用促進」の「制度を利用する必要性を判断している」の項目の評価目安として「成年後見制度の事業内容について、1：知らない、2：一部知っている、3：知っている、4：知っており説明できる」との項目があり、誰が対象となるのか、一部知っているとはどの程度の水準なのか等、評価基準が曖昧なものがみられる。各センターの評価結果が各センターにフィードバックされ有効に利用されるためには評価を適切に実施する必要がある、そのためには評価を公平かつ客観的に実施することができるよう、評価目安を見直すことが必要であると考ええる。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 平成21年度から、評価目安を見直し、各業務について総合的に評価するように改めた。また、これまで区毎に行っていた評価を保健福祉局で一括して行うことにより、公平かつ客観的な実施を確保することとした。 (地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業 ③任意事業 ア. 家族介護支援事業 a. 家族介護者のつどい事業 (指摘 7) 委託契約書第5条では、受託者は市に対して委託期間終了後速やかに事業実施報告書及び精算報告書を提出することにな</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 平成21年度から、事業実施報告及び精算報告については、契約書の規定に基づき、委託期間満了日の3月31日に行うこととした。 (地域福祉課)</p>

<p>っている。平成20年度の委託期間は契約書に「平成20年4月1日から平成21年3月31日」と明記されているが、受託者からの事業実施報告書は期間満了前の平成21年3月13日付けで提出され、3月16日付けの担当課の受領印がある。契約上あくまでも3月31日までが契約期間なので、期間満了日後での実績報告であることが必要である。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>ア. 家族介護支援事業</p> <p>a. 家族介護者のつどい事業 (意見 18)</p> <p>委託契約書第5条第1項では、受託者は事業を適正に運営するために経理諸帳簿を完備し、常にその収支を明確にしておくとともに、他の業務の経理と明確に区分することが義務付けられ、また、同契約書第6条においても、市は受託者に対して随時事業の遂行について必要な報告を求め、指示することができることとされている。</p> <p>したがって、市が事業の遂行責任を果たす上でも、収支報告の内容については、正当な支出目的であるか、委託料として適正であるかなどについて当初積算額と比較するなどの検証をさらに徹底して行う必要があると考える。</p>	<p>【措置 H22. 11. 5通知済】</p> <p>平成21年度から、委託料の精算に伴う収支報告の精査については、当初積算額と比較し、支出内容等の検証を行うこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>ア. 家族介護支援事業</p> <p>a. 家族介護者のつどい事業 (意見 19)</p> <p>家族介護者のつどい事業は家族介護者のために行われるもので、直接的に要介</p>	<p>【措置済（平成 23 年 6 月 24 日通知）】</p> <p>22 年度事業では、企画イベントの追加（東区、南区）や、チラシ等による広報や各区職員等による周知を徹底した結果、参加者数の増（21 年度 70 名、22 年度 113 名）を得ることができた。今後も、参加対象者への周知に努めながら事業を継続していく。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>護高齢者を支援するものではない。家族介護者の相互交流やリフレッシュ等を目的としているが、最近の参加人数は非常に少なく、また参加者からのアンケートはあるものの、事業の効果が直接的にどのように表れているのかの検証もなされていない。今後も事業として継続するのであれば、参加者が固定化しないように意を用いつつ、実施内容や周知方法などについて何らかの追加的な取組みが必要であるとする。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>イ. 認知症高齢者対策事業</p> <p> a. やすらぎ支援員派遣事業 (指摘 8)</p> <p> 委託契約書第5条においては、受託者は毎月のサービスの実施状況について、翌月10日までに「派遣実績月別報告書」(様式第1号)及び「訪問報告書」(様式第2号)を市に対して提出することとなっている。しかし、受託者は「事業利用者・見守り対象者」とした様式第1号に類似した形式の実績報告書を「様式第2号」として市に対して提出しており、「訪問報告書」は全く提出されていない。また、平成20年度については、4月分及び6～10月分の実績報告書がデータの形で市に提出されていたが、市はそれを適切に供覧、保管していなかった。</p> <p> 市においては、受託者から委託契約書第5条に規定された「訪問報告書」の提出を受け、速やかに点検する体制の構築が必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成21年度から委託契約書第5条を改め、毎月の事業の状況について、報告書(様式第1号)を用い報告をうけることとした。また、やすらぎ支援員は、毎月の実施状況について、報告書(様式第2号)を用いてコーディネーターに報告するように改め、市においては、受託者から必要時、速やかに報告を受け、適切に対応できるようにした。</p> <p>(地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成21年度から委託契約書第5条を</p>

<p>イ. 認知症高齢者対策事業 a. やすらぎ支援員派遣事業 (意見 20) 受託者から提出されている実績報告書について提出日あるいは受付印等がないため、適時な提出と市側の点検がなされているかどうかを確認できない状況である。受託者からの各種報告書について、翌月10日までの提出を義務付けているのならば、市においてもその報告内容を点検する必要があると考える。</p>	<p>改め、毎月の事業の状況について、報告書(様式第1号)を用い報告を適時にうけることとし、市においては課内供覧にて毎月報告内容を点検することとした。 (地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業 ③任意事業 イ. 認知症高齢者対策事業 b. 徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (意見 21) 今後、高齢者人口の増加に伴って徘徊高齢者も増加すると思われるが、徘徊高齢者SOSネットワーク事業が開始された平成14年当時(当初はモデル事業として実施)と異なり、現在ではGPS機能付きの携帯電話によって所在確認が可能となり、また、その普及も拡大してきている。携帯電話を持つことは徘徊高齢者にとっても感情的な拒否反応は少ないと思われるので、将来的には、本事業自体の見直しを検討する必要があると考える。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】 GPS機能付きの携帯電話の普及により、本事業のニーズは相対的には低下しているものの、本事業を必要とされる高齢者は潜在的にはまだまだおられると考えられる。 そのため、これまで区役所でしか受付ができなかったものを、平成22年度より、市内39箇所のいきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)でも受け付けられるよう利便性の向上を図っており、登録制度と合わせて本事業のPRを行っている。 (地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業 ③任意事業 イ. 認知症高齢者対策事業 b. 徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (意見 22) 端末機が納入期限を超過して納品される結果となることは、業者あるいは利用</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】 各区担当者会議を開催し、納入期限の厳守とやむを得ず納入期限を過ぎた場合は理由を記載するよう周知徹底を図った。 (地域保健課)</p>

<p>者の諸々の都合で起こりうると思われるが、そのことに関する理由の記録が残されていない。納入期限が定められているからには、何らかの理由の記載が必要と考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>ウ. 重度要介護者支援事業</p> <p>a. おむつサービス事業</p> <p>(意見 23)</p> <p>現在の助成限度額の6,000円は介護施設における平均的なおむつ代相当月額として決定された経緯があるが、おむつサービス事業をこのまま継続すると事業費の市の負担は相当大きなものになっていくことが予想される。現在の市における厳しい財政状況を鑑みると、今後は市の負担率あるいは助成限度額を縮小・削減するというような検討、また、増加している利用対象者の状況を分析することで、助成限度額等ではなく、利用対象者の要件を見直すことも必要であると考え</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>おむつサービス事業は、在宅の寝たきり等の高齢者及びその家族介護者に対し、おむつの給付配送を行うことで、保健衛生の向上、高齢者福祉の増進を図る必要なサービスであり、高齢化が進む中で、ますます重要になると考える。</p> <p>今後も、コスト削減等の視点を持ちながら、地域支援事業全体の範囲内で適切に実施していくこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>ウ. 重度要介護者支援事業</p> <p>b. あんしんショートステイ事業</p> <p>(意見 24)</p> <p>委託施設から市に対する実績報告書等の提出期限については委託契約書上も明確な期限が定められていない。現在は市が提出の遅れている施設に対して督促を行い、検査の後に事業費を支払っているが、委託施設数が多いために検査及び支払事務が非常に複雑になっている。事務処理ミスをなくす観点からも、定期的に</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>本事業は介護保険のショートステイを補完する事業であり、介護保険での利用を優先している。このため、介護保険の利用状況を確認する必要があり、委託契約書で一律に実施報告書等の提出期限を定めるのは困難であるが、各施設及び居宅介護支援事業所に対して、本制度の内容や利用における注意事項などを周知徹底するとともに、特に実績報告書の提出が遅い施設については、理由を確認し口頭で個別指導を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>報告を求める内容を委託契約書に定めることが必要であり，そのためにはケアマネジャー及び各施設に対して，さらに徹底を図る必要があると考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>エ. 住宅改造相談事業 (意見 25)</p> <p>相談窓口のある市民福祉プラザまでの来所が困難な方に対して定期的に出向いて対応するという意味で巡回相談を行う意義は理解できるが，実際の来所者は非常に少なく，これは市民への周知が不足しているためと思われる。現在は各区役所にリーフレットを配置し，市政だよりも掲載するなどしているが，さらに周知方法や実施方法について工夫して，事業実施の促進を図る必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>住宅改造相談センター職員による区役所での巡回相談については，新たに介護実習普及センターフェスタ開催時に，チラシ配付や呼びかけを行うなど，さらなる周知に努めることとした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>エ. 住宅改造相談事業 (意見 26)</p> <p>受託者からの概況報告書について，現在は，回覧として任意的に閲覧している程度であり，かつ，必ずしも速やかな回覧が行われているとも言えない状況である。また，翌月20日までの提出を義務付けているのならば，市においても速やかな閲覧を行い，その報告内容を点検する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>毎月の報告書について，報告書の提出後，速やかに供覧及び内容確認を行うこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>エ. 住宅改造相談事業 (意見 27)</p> <p>委託契約書第10条第1項では，受託者は</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年6月に行った受託法人の監査において，経理諸帳簿の備えつけ，収支及び他の業務の経理との区分が明確にされていたことを確認した。</p>

<p>事業を適正に運営するために、経理諸帳簿を完備し、常にその収支を明確にしておくとともに、他の業務の経理と明確に区分することが義務付けられ、また、同契約書第11条第2項においても、市は受託者に対して随時事業の遂行について必要な報告を求め、指示することができる」とされている。</p> <p>したがって、市が事業の遂行責任を果たす上でも、収支報告の内容については、正当な支出目的であるか、委託料として適正であるかなどについて当初積算額と比較するなどの検証をさらに徹底して行う必要があると考える。</p>	<p>また、委託料の支出目的が正当であるか等についても、総勘定元帳等で検証を行った。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>エ. 住宅改造相談事業 (意見 28)</p> <p>社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会との委託契約書第5条では、市が監督員を置いた時あるいは変更した時はその氏名を通知することとなっており、これに基づいて市側から受託者に対して監督員2名が通知されているが、通知の書面の控えには表題と監督者の氏名、所属・役職名が記載されているだけで、宛先も通知元も日付の記載もない。市(保健福祉局)の決裁印と手書きの日付記入により通知日は分かるものの、委託者に対する通知書面の内容としては不十分であるため、通知書には、宛先、通知元、日付の記載を行う必要があると考える。</p> <p>また、監督員については、市の一般汎用的な業務委託契約書において権限等の定めがあるものの、本事業の仕様書、あるいは実施要綱や実施要領などには何ら</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>福岡市障がい者高齢者住宅改造相談事業委託における監督員については、平成22年度契約から、その権限を契約書に明記するとともに、受託者への通知には宛先等の記載を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>

<p>定めがなく、その具体的な職責や権限が不明確で、実際にどのような業務を実施したのかの報告書などもない状況であるため、監督員の具体的な職責や権限について明確に定めるなどの措置を行う必要があると考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p>a. 食の自立支援・配食サービス事業</p> <p>(意見 29)</p> <p>今後も配食サービス事業を継続していくためには、利用者の減少に歯止めをかけ、1食当たりに係る経費も確実に削減する必要がある。そのためには、利用を更新しない方の理由を分析し、また、ケアマネジャーや民生委員の方々を通じた草の根の広報活動を行うなどの積極的な取り組みが必要である。</p> <p>これによってもさらに利用者の減少が続き、また、配達に係る経費の削減も限界に達するようであれば、民間事業者がサービスを提供していないエリアや高齢者に対象を絞って棲み分けを図るということも考えられる。そのためには、安否確認を含めて、民間事業者がどのようなサービスを提供しているのかその内容を把握しておく必要があり、最終的にはすべての事業について民間事業者に委託することも検討する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>配食サービスの利用者の増については、新たに市営住宅センターだよりでの広報や、市民が利用しやすいサービスにするための区役所との協議など、広報活動の強化などを行っている。</p> <p>また、経費削減については、引き続き現在の委託事業者であるシルバー人材センターと効率的な事業運営について協議を行うこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p>a. 食の自立支援・配食サービス事業</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>実績報告書については、監査後において、報告内容についてチェックするとともに、速やかな供覧を行うこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>(意見 30)</p> <p>受託先からの実績報告書について、現在は、供覧として任意的に閲覧する程度であり、かつ、必ずしも速やかな供覧が行われているとも言えない状況である。また、速やかな提出を義務付けているのならば、市においても速やかな閲覧を行い、その報告内容をチェックする必要があると考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> b. 生活支援ショートステイ事業</p> <p>(意見 31)</p> <p>今後も生活支援ショートステイ事業を継続するならば利用促進を図るための追加的な取組の検討が必要である。現在は市のホームページに掲載し、ケアマネジャーを通じて広報しているが、さらに周知方法や実施方法について工夫して、事業実施の促進を図る必要があると考える。</p> <p>また、将来的には事業の見直し等を検討する必要があると考える。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>生活支援ショートステイ事業は、要支援・要介護の認定を受けていない虚弱高齢者等の介護支援を目的とした制度であり、</p> <p>あんしんショートステイで支援できない部分を補完する制度である。</p> <p>生活支援ショートステイの利用者の中には、要介護認定後に、あんしんショートステイへ移行する者が多く、事業の効果の検証については、あんしんショートステイと生活支援ショートステイを一連の事業として見る必要があると考える。</p> <p>22年度の事業の結果では、生活支援ショートステイ、あんしんショートステイの両方で利用の増加がみられるが、今後も両事業の広報を徹底し、事業実施の促進を図っていく。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> c. 声の訪問事業</p> <p>(意見 32)</p> <p>声の訪問事業の利用ができる対象者は増加してきているにも係らず、過去3年度</p>	<p>【その他（平成23年6月24日通知）】</p> <p>平成22年2月から、中央区で夜間対応型訪問介護事業者が、緊急通報システム事業と声の訪問事業を一体的に行う福岡市安心確保のための生活支援事業をモデル的に実施していたが、スケールメリットなど同じ事業者が各事業を行う</p>

<p>及びそれ以前から当該事業の登録者数は年々減少している。これは市が別途実施している緊急通報システム事業の利用等にシフトしていることも推測されるが、市として、当該事業の登録者数が減少している原因の詳細な分析がなされていない。利用者からの申し出による解除があった際には、その理由を都度確認することなども必要であると考え。</p> <p>なお、本事業については緊急通報システム事業と事業内容の重複感もあり、また、現在それぞれの事業の委託先が異なっていることから、スケールメリットを活かして事業費を縮減するためにも、事業の内容及び委託先を統合することを検討する必要があると考える。</p>	<p>この効果がみられたため、平成23年度より、中央区以外についても当該事業を行うこととしている。</p> <p>なお、本事業と緊急通報システム事業の事業内容については、同じ安否確認に係る事業ではあるが、事業者から利用者へ電話をかけ、安否確認を行う声の訪問事業と、利用者が通報し安否確認につながる緊急通報システム事業ではアプローチの方法が異なるため、事業内容の統合については行わない。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> c. 声の訪問事業</p> <p>(意見 33)</p> <p>「福岡市高齢者電話相談事業事務取扱要領」第2条では、電話相談員選任の要件として、心身ともに健全であること、高齢者福祉に対して理解と熱意があること、相談・助言の能力を有することのほか、市内に居住する30歳以上の方となっている。電話相談員に特別な資格は不要であるが、直接高齢者と対面して行う事業でもないため、年齢制限を付することは適当でないと思われる。</p> <p>また、「福岡市高齢者電話相談事業実施要綱」第2条において、電話相談センターの運営を福岡市社会福祉事業団に委託することとされている(随意契約)が、現在は民間でもコールセンター運営業務を引</p>	<p>【措置済(平成23年6月24日通知)】</p> <p>平成22年2月、「福岡市高齢者電話相談事業事務取扱要領」を改正し、年齢制限に関する条項を削除した。</p> <p>平成23年度より、中央区以外についても福岡市安心確保のための生活支援事業を実施することとしており、民間事業者への委託を行っている。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>き受ける事業者が多数あるため、運営費の縮減を図る上でも民間事業者への委託を検討する必要があると考える。</p>	
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> c. 声の訪問事業</p> <p>(意見 34)</p> <p>電話相談サービス提供のために市では931回線の電話回線を用意している。現在はそのうち約300回線を利用者に貸与しているが、残りの約600回線は休止状態として管理している。電話回線が休止していること自体で新たな費用負担は発生しないものの、登録者数が年々減少している現状ではこれらの休止回線をどのように今後活用していくかも検討する必要があると考える。</p>	<p>【措置済（平成26年8月26日通知）】</p> <p>平成25年度末現在、保有する回線は856回線であり、そのうち483回線を利用者に貸与し、残りの373回線は休止状態である。</p> <p>休止回線については、今後の高齢者人口の増加に伴い、貸与数が増加する可能性もあるため、一定程度（約100回線）は予備的な回線として保管しておく必要がある。</p> <p>残りの回線については、回線の売却を検討したが殆ど利益にならないことからそのまま保有することとし、今後、市の事業において回線を必要とする際に活用していく。</p> <p>※財政局とは協議済み。 (介護福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>カ. 緊急通報システム事業</p> <p>(指摘 9)</p> <p>「福岡市緊急通報システム事業実施要綱」において、機器レンタル料は一律毎月1,300円となっているが、平成20年度の委託契約書の機器レンタル料は、T社製毎月1,500円、E社製毎月1,300円となっており、実施要綱と整合性がとれていない。これは平成14年度以降のレンタル利用者に対しては、E社製を採用することとし、料金を1,300円に引き下げたが、平成14年度以前の利用者は、市との「レンタル契約書」に基づき1,500円を引き続き支払うこととしたことによるもので、そのことを踏まえずに要綱が改正されているためである。利用者は「レンタル契約</p>	<p>【措置済 H22.11.5通知】</p> <p>平成22年2月、T社製の機器をレンタルしている者については、要綱別表で規定している1,300円に関わらず、1,500円を支払うこととするように要綱改正を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>書」に基づきレンタル料を支払っており、特段の問題はないと思われるが、平成14年度以降のレンタル料について、委託契約書と整合性を保つよう経過措置を設けるなどの要綱改正等を行うことが必要である。</p>	
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>① 安心確保のための生活支援事業</p> <p>ア. 日常生活用具給付サービス事業 (意見 35)</p> <p>火災報知器や電磁調理器のように、業者から提案された複数の機種のうち、選定しなかった機種がある場合、その理由が「同等の機種で低価格のものが他にあり」「平成19年度に採用されている」「特に目立った高齢者仕様の特徴がない」など記載内容が具体的でなく、それだけでは選定しないと判断するには根拠として不十分である。どのような仕様や特徴なのか、他機種はどのくらいの価格なのかなど、不選定と判断した根拠を具体的に記載する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>機種選定にあたっては、市場価格等を踏まえ、機能的にも同等の機種であれば、低価格の機種を選定することとし、その内容を選定・不選定の理由として具体的に明示した。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>① 安心確保のための生活支援事業</p> <p>ア. 日常生活用具給付サービス事業 (意見 36)</p> <p>自動消火器や貸与電話のように、複数の業者からいずれも同じ機種で、かつ、同じ価格で提案された場合に、その機種をその価格で選定する結果となっている。これは、見積りの手続として、どのような価格を提案しても提案した中で最も低い価格が選定されてしまうため、業者としてはあえて自ら低い価格を提案することはないとの判断に基づくものと思われ、選定過程に競争原理が十分に働い</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年度の機種選定にあたっては、市場価格等を踏まえ、機能的にも同等の機種であれば、低価格の機種を選定するとともに、新たに登録業者を1社追加し、給付品目についても、平成21年度より自動消火器の機種を増やすなど、選定機種の整理を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>ているとは言えない状況である。この方法では必ずしも低い価格が提示されない可能性があり、さらに登録業者を増やすか、業者が各機種を設置できる市内のサービス対象エリアに課題が残るものの、あえて一般競争入札を導入するか、別途取扱い専門店で相場となる価格を問い合わせるなど、何らかの形で競争原理が働くような仕組みの検討が必要であると考ええる。</p> <p>また、利用者の選択を勘案すると、自動消火器のように1機種だけでなく、適応可能な機種を複数取り揃えておくことも必要であると考ええる。</p>	
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>② 重度要介護者支援事業</p> <p>ア. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 (指摘 10)</p> <p>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業において、4, 5月実施請求分で実際の寝具の納品完了が6月10日のものがあった。事業者は市に対して5月31日付けで完了報告を行っており、担当課の確認漏れのまま委託料が支払われていた。今後、このようなことが発生しないよう十分な点検体制の構築が必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>完了報告については、確認漏れがないよう所属職員に周知するとともに、検査員（係長）・所属長においても確実にチェックするように徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>② 重度要介護者支援事業</p> <p>イ. 移送サービス事業 (意見 37)</p> <p>移送タクシー利用券には乗車料金は記載されているものの、乗車場所と下車場所を記載する欄がない。乗車場所は概ね利用者の自宅であろうが、下車場所の記載がなければ手書きで記載されている乗車料金が相当な金額であるかどうか確認</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年度からは、利用券に乗車場所及び下車場所を記載する欄を設け、確認するようにした。</p> <p>なお、請求に当たっては、利用者がタクシー会社に渡した利用券を貼付して請求することとしており、正当なものとする。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

<p>できない。</p> <p>また、年度末には未使用の移送タクシー利用券を利用者から極力回収し、タクシー会社から提出された市への請求が正当なものであったかどうか確認する方法を検討する必要があると考える。</p>	
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>③住宅改造助成事業 (意見 38)</p> <p>利用者または業者が改造助成券を紛失した場合、現在は特段の本人確認手続はなされていない。しかし、発行した改造助成券が間違いなく本人によって利用されていることを確認するためにも、「紛失届」を提出してもらうなどによって、改造助成券の発行とその回収管理を行う手続が必要であると考え。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>住宅改造助成は、要綱で助成金の支払を本人から施工業者に委任することと規定しているため、本人に助成券を交付し、施工業者に渡すこととなっている。助成券を紛失した場合の再発行については、交付前に控えを取っておくなどした上で、確実に本人確認を行うよう、担当職員に周知徹底を図った。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>④住宅関連資金貸付事業 (意見 39)</p> <p>最近年度では住宅関連資金貸付事業の利用が非常に少なく、協議会での貸付実績がない年度もある。これは現状の金利水準では特に利用者にとって有利ではないからだと思われる。社会福祉法上、市は協議会に対して貸付けできるものの、このような状況において市が協議会に無利息で貸し付ける意義は非常に乏しいと思われる。協議会が本事業を継続するかどうかは協議会の意思判断によるものの、市における本事業への助成については見直しの必要があると考える。</p> <p>また、現在は社会福祉法第58条第1項に基づき、市は協議会に対して有利な条件(無利息)で資金を貸し付けているが、協議会のコスト意識を高めるためにもい</p>	<p>【措置済 (平成23年6月24日通知)】</p> <p>住宅整備資金貸付事業については、近年利用者が減少していること、及び生活福祉資金貸付制度(厚生労働省の定めにより、県社会福祉協議会が実施主体となり、市社会福祉協議会に委託して行っている)が平成21年10月に改正され、より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから、制度のあり方について、見直しを検討した結果、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>くらかの利息を徴求することも検討する必要があると考える。</p>	
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>④ 住宅関連資金貸付事業 (指摘 11)</p> <p>住宅関連資金貸付事業は協議会が自らの責任で行われているものであることから、現在、市は協議会における利用者への貸付金未回収残高を基準にして毎年期初に協議会に対して貸し付けて期末に同額をそのまま回収するのみで、協議会が行う事業の内容、特に延滞債権の回収状況等についてほとんど関与していない状況である。しかし、協議会において、利用者からの元金返済や利払いが延滞すると、市の協議会に対する貸付額も減少しないこととなる。このこと自体は地方自治法等に反しないものの、市の協議会に対する貸付けは無利息なので、協議会への貸付自体が効率的でない運用資金となっていることを意味し、間接的に、市が行う他の事業に充てられる資金が押さえられる結果となっている。</p> <p>また、本事業自体は協議会の責任でもって遂行されているとは言え、実質的には市が協議会を経由して利用者へ資金貸付を行っていることとなっているものであるため、市としては、協議会が行う貸付け及び回収管理について詳細な報告を求めるといった継続的なモニタリングも必要である。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>住宅整備資金貸付事業については、近年利用者が減少していること、及び生活福祉資金貸付制度（厚生労働省の定めにより、県社会福祉協議会が実施主体となり、市社会福祉協議会に委託して行っている）が平成21年10月に改正され、より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから、制度のあり方について、見直しを検討した結果、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

3 高齢者保健福祉施設について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 市所轄の高齢者保健福祉施設の定員入所者数、入所率の推移 (意見 40)</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>生活支援ハウスは、在宅での生活が困難な高齢者に対し、介護支援機能、居住</p>

<p>生活支援ハウスは、在宅生活が困難であるが、養護老人ホームの措置の対象とはならない軽度者の行き場としての施設であり、同時に介護予防機能の促進を図ることで身体的機能を維持し、在宅へ戻すことを目的としているが、生活支援ハウスの入所者状態は固定化されており、新規の入居及び退去等の異動はほとんどなく、入居希望者数も非常に少ない状況である。なお、制度の社会的認知度が低いため、事業内容の認知度を高めることが課題である。</p> <p>かかる状況の中、市として本事業の進退を含め、今後の運営方針を検討することが必要であり、また、入退去実績が少ない施設の問題点の改善を行い、委託料縮減の可能性を検討することも必要と考える。</p>	<p>機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して生活を送れるよう支援する施設である。</p> <p>入所者については、高齢化により結果として長期入所となっているものであり、受入れ・支援を必要とする高齢者の施設利用や取消の決定については、各区役所や施設と協議をした上で適切に行っているところである。</p> <p>また、制度の認知度については、定員が30名であるため、積極的な広報ができない状況にある。</p> <p>施設運営や職員の配置等については、国の実施要綱に基づき行っており、委託料は、人件費及び義務的な物件費で、不用額がある場合は返還することとしている。</p> <p>これらのことを考慮し、在宅での生活が困難な高齢者に対する支援策として、現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
<p>(3) 特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)の状況 (意見 41)</p> <p>平成18年度から平成20年度において、漸次、特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)は増加しており、平成20年度では施設定員数の1.9倍の利用申込者数(待機者数)となっており、入所待ある。</p> <p>今後機者数がかなり存在しているものと考えられる。</p> <p>市においては、特別養護老人ホームを含む介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの整備については、厚生労働</p>	<p>【措置済(平成23年6月24日通知)】</p> <p>特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)の状況については、平成23年1月に実態調査を実施した。今後、詳細な分析を行い、平成23年度に策定する「高齢者保健福祉計画」において、新たな施設整備計画を定めていく。</p> <p>なお、介護老人保健施設については、特別養護老人ホームと異なり、時期によっては、利用申込者(待機者)がいない施設もあり、また、待機期間も特別養護老人ホームと比較すると短いため、年1回、年度当初に介護老人保健施設に前年度の利用申込者(待機者)数について照</p>

<p>省の示す参酌標準（平成26年度において、介護保健施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数の合計を要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標とする）を勘案し、計画を進めている。ただし、厚生労働省の示す参酌標準を勘案した整備計画定員数について、実際の利用申込者数（待機者数）の詳細な分析（実際に施設を利用しようと考えている人は何人程度いるのか）からの検証は行っていない。</p> <p>市において実際の利用申込者数（待機者数）の詳細な分析を行い、分析結果に基づいて施設整備計画を検証することにより、入所待機者の解消へ向けた施策を検討することが必要と考える。</p> <p>なお、介護老人保健施設においても一部の施設で利用申込者数（待機者数）が多く発生しているため、上記と同様な分析を行うことが必要である。</p>	<p>会し、利用申込者（待機者）の動向を把握していく方針とした。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>
<p>(4) 高齢者福祉施設における職員の離職率 （意見 42）</p> <p>特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設における介護職員の高い離職率等については、職員処遇上の問題、すなわち職員の労働条件や就業上の環境の整備上の問題があるものと推定される。市においては職員処遇面にて労働基準法や最低賃金法に抵触していないことは監査指導時に確認しているが、介護職員の高い離職率等の原因分析は行われていない。</p> <p>職員処遇上の問題があれば、施設利用者に対して適切な処遇が実施されているのかという利用者処遇にも影響を及ぼすことが考えられ、問題が認められる施設</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>現行の高齢者福祉施設等の実地指導において、施設利用者に対して適切な処遇が実施されていない場合は、介護職員の離職率の高低に関わらず高齢者福祉施設等に対して指導して施設利用者の処遇向上に努めている。</p> <p>現在のところ、介護職員の離職率の高さにより利用者処遇に影響を及ぼしていると考えられるような事態は確認できていないが、今後も施設の実地指導を通して介護職員の離職等について確認していく。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>

<p>があれば、強く指導を行う等の施策が必要となるため、今後、介護職員離職率等に係る実態調査等を実施し、実態の把握・分析を行うことが必要と考える。</p>	
---	--

4. 補助金交付状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(1)民間社会福祉施設運営費補助金 (意見 43)</p> <p>「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱」において、交付対象事業者の要件を定めている。その要件の一つである「財産目録、貸借対照表または収支決算書の公開を行っている」という事項に関して、社会福祉法人において財産目録、貸借対照表または収支決算書の要約をホームページ上で公開していない法人があるが、ホームページ上で公開するよう指導し、また、ホームページが作成されていない場合には、社会福祉法人のパンフレット等により公開させることも一つの方法であると考えます。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>民間社会福祉施設運営費補助金の交付対象事業者の要件の1つである「財産目録、貸借対照表または収支決算書の公開」については、平成22年度の対象事業者への補助金申請通知に「財産目録、貸借対照表または収支決算書の公開については、法人のホームページやパンフレット等による公開を行なうこと」を記載して、周知徹底の上、指導した。</p> <p>(高齢者施策推進課)</p>
<p>(1)民間社会福祉施設運営費補助金 (意見 44)</p> <p>民間社会福祉施設運営費補助金について、補助金の交付が行われた社会福祉法人が「福岡市民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱」に記載されている補助対象事業者としての要件をすべて満たしているかについての要件チェック結果については、文書化することが必要と考える。なお、要件チェックにおいて漏れがないか確認するために、チェックリストを作成することも有用であると考えます。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>民間社会福祉施設運営費補助金の「補助対象事業者の要件チェック」については、平成22年度から「補助対象事業者要件チェックリスト」を作成したので、今後、補助金申請時に、要件チェックを行なうこととした。</p> <p>(高齢者施策推進課)</p>
<p>(4)ふれあいデイサービス事業補助金 (意見 45)</p> <p>各社会福祉団体の実績報告書に添付さ</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>実績報告書に添付する収支計算書には、団体の活動を把握するため、当該補</p>

<p>れた収支計算書にて計上されている補助金の収入・支出状況を確認したところ、全4団体のうち、1つの社会福祉団体においては収入の中に前年度繰越金が、支出の中に次年度繰越金が記載されていた。当該繰越金が生じている理由は、毎年生じている市以外からの寄附金収入累計を前年度・次年度と繰越したためである。</p> <p>実績報告書の収支計算書は「福岡市補助金交付規則」（規則第35号 昭和44年4月1日）に定められているとおり、補助金の交付目的に関する収入・支出状況を記載したものであり、収支計算書に繰越金といった補助金の収入、支出以外の内容を記載することは適切ではない。そのため、市は社会福祉団体が提出した実績報告書に添付された収支計算書の内容を確認し、補助金に関する内容のみ記載するよう指導を徹底する必要があると考える。</p>	<p>助金以外の収支も含めた事業全体の決算状況について記載を求めている。平成21年度以降は、当該補助金以外の収支については別途内訳の記載を徹底することで、当該補助金の使途が明確にわかるようにした。</p> <p style="text-align: right;">（地域保健課）</p>
<p>(5) 福岡市介護サービス評価支援事業補助金 （意見 46）</p> <p>福岡市介護サービス評価支援事業補助金について、平成20年度に補助金の交付が行われた「介護サービス評価センターふくおか」が、「福岡市介護サービス評価支援事業補助金交付要綱」第3条にある補助対象事業者の要件をすべて満たしているかの要件チェック結果については文書化することが必要と考える。なお、要件チェックにおいて漏れがないか確認するために、チェックリストを作ることも有用であるとする。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>補助対象事業者の要件チェックについては、チェックリストを作成し、要件確認を行った。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>

5 社会福祉法人等に対する指導監査について

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>(4) 定期監査結果について</p> <p>① 社会福祉法人等に対する平成20年度における定期監査の実施状況 (指摘 12)</p> <p>老人福祉施設71施設については、施設運営に関する事項、財務管理に関する事項の指導監査はすべて実施されているが、利用者処遇に関する事項の監査が以下の施設において実施されていない。</p> <p>特別養護老人ホーム 6施設 軽費老人ホーム（ケアハウス）6施設 （前年度においても未実施） 軽費老人ホームA型 2施設 （前年度においても未実施）</p> <p>利用者処遇に関する事項の監査を実施していない理由として、前年度の指導監査結果等から特に大きな問題が認められなかったため、当年度は利用者処遇に関する指導監査を実施しないこととしたとのことであるが、市制定の「社会福祉法人等指導監査実施要綱」（改正平成20年4月1日）には「社会福祉施設に対する指導監査は、利用者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施する」と記載されており、利用者処遇の指導監査を実施しないことに関する記載はない。</p> <p>利用者処遇に関する指導監査は、施設サービス上の問題、衛生管理上の問題、居室の設備上の問題等を改善し、適正な施設運営を図る上で必要なものであり、市の指導監査実施要綱に基づき、実施することが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>「老人福祉施設の利用者処遇に関する指導監査」については、「福岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱」（改正平成20年4月1日）を一部改正し、老人福祉施設の利用者処遇に関する指導監査を2年に1回とすることができることとした。</p> <p>（監査指導課，高齢者施策推進課）</p>
<p>(4) 定期監査結果について</p> <p>③ 平成20年度社会福祉法人等指導監査</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>評価区分については、指導監査連絡調</p>

<p>復命書等の閲覧結果 (指摘 13)</p> <p>監査基準では、評価区分のBに該当する項目であるが、前年度に指導したにもかかわらず、全く改善されていない場合はA評価区分となる。監査指導復命書等閲覧の結果、1施設においては当該条件に該当する指導事項が3件あったが、B評価に据え置かれていた。市では、各施設の事務処理の向上を図るための指導監督に重点を置いており、評価区分はその内容や状況に応じて弾力的な運用を行っているとのことである。</p> <p>現在の弾力的運用は、監査基準での取扱いと整合性を欠いており、各指導監査評価基準の評価区分の実態に即した見直しとともに、監査基準での取扱いを明確にすることが必要である。(ただし、平成21年度においては、監査基準の改定が行われており、「前年度指導したにもかかわらず、全く改善されていない場合は、指導内容の重大性に応じ、上位の評価区分とする場合がある。」と評価区分の弾力的運用が規定されている。)</p>	<p>整会議で協議し、指導内容や状況に応じて弾力的運用を行うことを記載するなど、実態に即した見直しを行っており、平成21年度の指導監査から適用している。</p> <p>(監査指導課)</p>
<p>(4) 定期監査結果について</p> <p>③平成20年度社会福祉法人等指導監査復命書等の閲覧結果 (意見 47)</p> <p>指導監査復命書等閲覧の結果、指導事項の評価区分のAがある法人・施設は、5法人すべて及び12施設中11施設あり、また、指導事項の評価区分のB指導事項もかなり多い法人・施設もあり、法人・施設の適正な運営と円滑な事業経営に問題が多いことが認められる。また、1法人の法人運営及び1施設の施設運営について</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>指導事項については、いずれの場合も法人から提出された改善状況報告書において改善状況を確認しており、改善が不足していると認められる場合や状況が不明確な場合においては電話等により再確認を行っている。また、次年度の実地監査の際に改めて確認を行っている。</p> <p>なお、2年続けて評価区分Aの指導事項があったとして示された1法人、1施設については、平成21年度の指導監査に</p>

<p>は前年度も同じ評価区分Aを受けており、改善されていない。なお、この指摘事項自体は改善命令等に該当するような内容のものではないが、2年続けて同様な評価を受けることは問題であり、別途、改善策等を入手するなど、厳しい指導監督を行うことが必要であると考え。</p>	<p>において改善済みであることを確認した。 (監査指導課)</p>
<p>(5)指導監査体制 (意見 48) 指導監査の実施に当たっては、指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験が必要であり、現在の監査指導課の人員、職務分掌（老人福祉施設及び介護老人保健施設の全般的運営管理（施設の入所者数の管理、施設の職員の状況把握等）等も行う）では、年間95施設（障がい施設を含む）の指導監査及び介護保険施設の介護報酬に関する事項及び利用者処遇に関する事項の指導監督を十分に行うことができる体制とは言い難い。社会福祉法人等の指導監査、介護保健施設の指導監督の質を向上させるためには、今後、指導監査・監督人材の育成、監査人員の増員あるいは職務分掌の見直し等を図ることが必要と考える。また、外部の専門家の利用についても検討することは有用と考える。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】 「指導監査体制」については、平成22年度の機構整備により、監査指導課を、総務部から高齢者・障がい者部に移し、また、監査指導課の一部（監査第1係（施設指導を行なう係）及び在宅サービス指導係）を高齢者施策推進課に移した。 今後も社会福祉法人及び介護保険事業者の指導の質を向上させるため指導監査体制の充実を図っていく。 なお、指導監査においては、事前に提出いただく財務諸表における財産・収支状況の分析以外に、実地において総勘定元帳等を確認し、会計処理方法に対する確認、指導を行うことが必要であり、現在、税理士資格相当の知識を持った嘱託員を中心として、職員（少なくとも簿記3級資格は取得）が指導を行っている。外部の専門家（公認会計士、税理士等）を活用し、実地に同行していただくこととした場合には、委託費用が相当の額となるおそれがあること、また、不測の事態が発生した場合の機動的な対応に不安が残ることなど、結果として費用面で現在の体制と比較して相応の効果を生むか、また、指導監査の能率的、効率的な実施体制の構築が図られるかといった点もあり、現在の体制を継続することとしたい。</p>

	(高齢者施策推進課, 監査指導課)
6 介護保険における指導監督について	
監査の結果	措置の状況
<p>(3)介護保険施設に対する指導 (意見 49)</p> <p>市は, 前年度の実地指導の指導結果を踏まえ, 当年度の実地指導対象施設を総務部長決裁により決定している。</p> <p>しかし, 平成20年度において指摘, 指導等の文書指導事項が多い状況であるため, 施設ごとの実地指導結果を分析し, 「特に大きな問題が認められる」施設については毎年実地指導を行い, それ以外の施設については例えば, 3年に1回実地調査を行う等効率的かつ効果的に指導を実施することが必要と考える。</p> <p>また, そのためには, 選定基準を明確にし, 文書化することが必要と考える</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>介護保険施設に対する指導については, 平成22年度から「実地指導対象施設の選定基準」を明確にするため, 「市老人福祉施設指導監査等の実施基準」を策定し, その実施基準に基づき, 介護保険施設の実地指導対象施設を決定し, 効率的かつ効果的な実地指導に努めることとした。</p> <p>(高齢者施策推進課)</p>
<p>(4)居宅等介護サービス事業所に対する指導 (指摘 14)</p> <p>居宅等介護サービス事業所に対する指導は, 原則毎年100件程度を目途に実地指導が行われているが, 指定事業者数に対する全体の指導実施率は7.4%と低い実施率となっている。また, 特に指定事業者数が多い居宅介護支援, 訪問介護, 通所介護に対する指導実施率は, それぞれ5.4%, 4.8%, 4.4%とかなり低い実施率となっている。</p> <p>過去の株式会社コムスンの不正事案を受け, 介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し, 介護事業の適切な運営を確保する観点から, 指導実施率をもっと高めることが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>居宅等介護サービス事業所に対する指導実施率の向上については, 平成22年度から, 実地指導の確認項目を見直し, 実地指導及びその事務処理に係る時間を短縮することにより, 指導実施件数を増加できるよう取り組んでいる。</p> <p>(高齢者施策推進課)</p>
(4)居宅等介護サービス事業所に対する	【措置済 H22. 11. 5通知】

<p>指導 (意見 50)</p> <p>居宅等介護サービス事業者に対する実地指導にて指摘した事項については、事業者より改善報告書を提出させているが、翌年のフォロー指導については行われていない。</p> <p>指摘した事業所のうち、介護給付等対象サービスの質の確保上問題がある先あるいは保険給付の返還額が多い先等については、翌年度においてもフォロー指導を行うことが必要であると考え。</p>	<p>実地指導率を高めるよう指摘がある中で、実地指導後の事業者に対するフォロー指導を全ての事業所において行うことは困難であるが、介護サービスの質の確保の観点から、特に問題があった事業所については、次年度に実地指導という形でフォロー指導を行うこととした。 (高齢者施策推進課)</p>
<p>(4)居宅等介護サービス事業所に対する指導</p> <p>③認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に対する監査の状況 (意見 51)</p> <p>市は、N事業所に対して平成20年9月1日付にて適正な人員確保等の改善を求める改善勧告を行っているが、その後1年弱経過しても改善はあまり進まないまま、介護従事者も退職が相次いでいる等労務管理においても不適切な部分が見受けられている。</p> <p>市は運営推進会議に参加するなどして指導継続中であるが、今後かかる事態が生じる場合には、介護保険制度の適正な運営の確保を図る見地からも市としては行政処分（指定取消）等を行うことを検討することが必要であると考え。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>市職員が運営推進会議に積極的に参加し、従業員及び家族と情報交換を行っている。</p> <p>現在のところ運営状況は安定しており、今後も継続して事業所の運営に関与し指導を行う。 (高齢者施策推進課)</p>

7 介護実践者等に対する研修について

監査の結果	措置の状況
<p>(1)福岡市認知症介護実践者等養成事業 (意見 52)</p> <p>介護実践者研修及び実践リーダー研修に関しては任意受講研修であり、受講者</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>介護保険事業者向け研修については、年度当初に全事業所に対し研修計画を送付するとともに、介護保険事業者の目</p>

<p>は市の募集に基づき受講している。当該研修は現場の介護実践能力の向上を図ることを目的に行われるものであり、介護施設における介護実践能力の向上は非常に重要であると言える。</p> <p>そのため、市としては職員の介護実践能力の向上を図るために、研修計画の策定や研修受講者の決定に当たって配慮を行うなど、介護事業所内での研修内容の周知が図られるための工夫が必要であると考え。</p>	<p>にとりやすいよう、本市ホームページ上での掲載箇所を変更している。</p> <p>また、研修受講者に対して、広く研修内容の周知が図れるよう、事業所内で研修の報告や意見交換を行うよう促している。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者施策推進課)</p>
<p>(2)福岡市介護保険事業者研修事業 (意見 53)</p> <p>平成20年度のケアマネジメント研修について、第1回の研修は受講者数が定員数を大幅に上回っているが、第2回及び第3回の研修に関しては、開催時間等が原因で受講者数が定員数を大幅に下回っている。</p> <p>ケアマネジメントは、要支援・要介護と認定された人に個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるようサービスの実行・評価を行うものであり、介護を行う上で、ケアマネジメントの質を上げることは非常に重要と言える。</p> <p>これらの研修について、市は各介護保険事業者の職員への募集やネットでの公表を行っているが、開催時間等を考慮の上、さらなる出席者を募るような方策を検討する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>ケアマネジメント研修については、平成21年度から、事業者が参加しやすいよう半日研修へと変更した。その結果、研修受講者が、平成20年度と比べて、110名増加した。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者施策推進課)</p>

8 第三者評価体制について

監査の結果	措置の状況
<p>(3)介護サービス評価事業の利用状況 (意見 54)</p> <p>市が行う福岡市介護サービス評価シス</p>	<p>【措置済 (平成23年6月24日通知)】</p> <p>福岡市介護サービス評価システムについては、介護サービスの質の向上や利</p>

<p>テムは、福岡県が行う福岡県福祉サービス第三者評価事業と同様に任意の制度である。一方、制度目的は異なるものの、介護保険法により義務づけられた「介護サービス情報の公表」制度があることから、福岡市介護サービス評価システムは事業者側の積極的な質の向上への意識がなければ普及しにくい。</p> <p>介護保険は全国一律の基準で行われている事業のため、介護報酬などの面では市独自の優遇策を行うことは難しいが、広報活動の支援など、認証を得た事業所を優遇するような施策の展開等を検討し、当該評価制度の利用率向上に努める必要がある。</p> <p>また、市が行う福岡市介護サービス評価システムと福岡県が行う福岡県福祉サービス第三者評価事業を比較した場合、評価方法、対象サービスの多様性及び評価料の観点からは市の方が事業者にとって利用しやすい状況にあると考えられるが、両者は類似する制度であるため、今後福岡県の対象サービスの状況を踏まえながら、市の第三者評価制度の存続を検討することが必要になるものとする。</p>	<p>用者への情報提供などを目的とした諸制度の充実が図られてきた状況等を踏まえ、平成22年度末をもって評価事業を終了（認証を得た事業者の情報は認証期間満了まではホームページ等で公表）した。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>
--	---

9 契約事務の執行管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 契約事務の概要 (意見 55)</p> <p>市では競争入札の参加資格について、2年ごとに審査を行うこととして、申請の随時受付は実施していない。市における随時受付を実施していない理由として、競争入札の登録母数は十分に集まっていることより、競争入札参加有資格者が固定化され、入札が閉鎖的になるおそれ</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>競争入札参加資格申請については、2年に1度、申請期間を定め、申請を受け、資格を認定し、工事の等級区分がある業種については等級の格付を行っている。</p> <p>また、随時受付については、WTO案件に係る競争入札に参加しようとする者がする申請は行っているが、それ以外</p>

<p>あるとは考えていないためとのことである。</p> <p>しかし、競争入札参加資格申請の随時受付を実施すれば、業者が競争入札に参加できる機会が増し、競争が活性化し、より適正な金額で発注できる、さらには、業者の受注機会をより均等に与えることができるなどのメリットがあると考ええる。</p> <p>したがって、競争入札参加申請の随時受付を実施することは、発注者である市と受注者である業者の双方にとってメリットがあるため、導入を検討することは必要であると考ええる。</p>	<p>の受付は行っていない。</p> <p>競争入札参加申請の随時受付の導入につきましては、今後の検討課題であると認識している。</p> <p>(財政局財政部契約課)</p>
<p>(4) (制限付き) 一般競争入札 (意見 56)</p> <p>工事契約については、入札制度改革によって、一般競争入札の対象範囲が拡大しているが、市では現在、一般競争による弊害を取り除くような施策を議論、検討中であり、平成22年1月1日以降、他都市や業者の状況を見ながら決定することとしている。</p> <p>今後も一般競争入札の対象範囲拡大について、停滞することなく、継続して議論・検討することが必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>工事の制限付一般競争入札は、平成22年1月から予定価格が4,000万円以上から原則1,500万円以上に対象範囲を拡大し実施している。</p> <p>今後、1,500万円以上に拡大したことによる影響や業者の状況を見ながら、対象範囲の拡大を検討していく予定である。</p> <p>(財政局財政部契約課)</p>
<p>(4) (制限付き) 一般競争入札 (意見 57)</p> <p>委託契約についても、一般競争入札の適用は平成20年度においてゼロであった。高齢者福祉事業の性格を鑑みれば、受託可能である業者は限られてしまう場合があり、結果として契約方法が指名競争入札または随意契約に偏りやすくなると推定されるが、一般競争入札適用拡大の余地がないか、議論・検討を行う必要</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>契約手続きにあたっては、本市契約事務規則等に基づき、契約内容等を考慮し、適正に行っている。また、業者選定にあたっては、事務の効率性等も考慮し、業務遂行可能な業者の情報を収集し、競争性を確保した上で、複数者から見積もりを取るなど、適正な実施に努めている。</p> <p>(高齢者施策推進課, 地域福祉課)</p>

<p>があると考ええる。</p>	
<p>(5)指名競争入札 (意見 58)</p> <p>松濤園における清掃及びボイラー運転管理業務の委託契約については、毎年度、類似した参加者で入札が行われ、同一の業者が高い落札率によって落札している。</p> <p>このような状況が長期にわたり継続している場合、指名競争入札が形骸化し閉鎖的なものとなっており、指名競争入札のデメリットが現れているものと考えられる。</p> <p>したがって、指名競争入札において、定期的に行われる契約で落札率が継続して高くなっているものについては適時に把握できるような体制を整え、一般競争入札または公募型指名競争入札を柔軟に適用することを検討するなどの措置を講じることが必要であると考ええる。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>一般競争入札等の適用については、一定金額以上のものを一般競争入札等の対象とする本市の契約制度の中で、制度に従った現行の処理が妥当であると判断し、措置は行わないこととした。</p> <p>なお、指名のあり方については、指名業者数を増やすことなどにより、一層の競争性が確保できるよう改善を行っていくこととした。</p> <p style="text-align: right;">(松濤園)</p>
<p>(5)指名競争入札 (意見 59)</p> <p>工事契約については、「入札結果等の公表に関する事務取扱要領」により、特命随意契約を除くすべての場合で予定価格の事前公表を行うよう定められているが、予定価格の事前公表を行うことを要因として、落札率が高くなっていると推定される案件があるのも事実である。</p> <p>国土交通省の調べによれば、他の自治体においては平成21年7月24日現在、47都道府県のうち24の自治体が、18政令指定都市のうち7市が、全面的にあるいは部分的に予定価格の事後公表を採用しており(国土交通省ホームページより)、事前公表のデメリットを解消するために移行が</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>工事契約の予定価格については、「入札執行に係る運用基準」第3条の2に規定しているとおり、公正な競争や適切な積算を促進するとともに、不正行為の防止を図るため、競争入札又は2社以上から見積書を徴する随意契約を行うときは事前公表をしている。</p> <p>予定価格の事後公表については、今後、事前公表によりデメリットが出てきた場合に、検討していくことになると考えている。</p> <p style="text-align: right;">(財政局財政部契約課)</p>

<p>進められている。</p> <p>したがって、予定価格の事前公表のデメリットが現れていると推定される案件については、部分的に事後公表の導入を検討することは、競争入札により経済性を向上させるといった観点から必要であると考えます。</p>	
<p>(6) 随意契約 (意見 60)</p> <p>「冷暖房設備運転管理業務委託」については、見積徴収業者は4社であるが、3社が予定価格以上で見積りを提出しており、受託者であるA社が落札率100%で契約を締結している。</p> <p>なお、「冷暖房設備運転管理業務委託」契約については、予定価格の事前公表は行われたい取扱いになっている。</p> <p>落札率100%である理由は、前年度と同様の設計金額を使用しており、受託者が当該金額で見積りを提出したためである。しかし、複数業者に合見見積りを取ったにもかかわらず落札率100%で契約が結ばれた事実を考えれば、業者間の競争が発生しておらず、見積りに先立ち業者間で調整が行われている可能性も否定できない。</p> <p>今後は、定期的に行われる随意契約において落札率が100%であるなど不自然な案件を適時に把握、原因分析をできるような体制を整え、競争入札を柔軟に適用することを検討するなどの措置を講じることが必要であると考えます。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>前年度実績額を基礎としていることから、現行の事務処理で妥当であると判断し、措置を行わないこととした。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(6) 随意契約 (意見 61)</p> <p>「自家用電気工作物保安管理業務委託」、「高齢者パソコン教室」、「介護保険</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>業者選定にあたっては、事務の効率性等も考慮し、業務遂行可能な業者の情報を収集し、競争性を確保した上で、見積</p>

<p>ホームページ制作・運営管理業務委託」 「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）策定支援業務委託」に関する随意契約理由はいずれも、登録業者名簿に当該契約業務にかかる登録業種がなく、指名競争入札を行うことができず、一般競争入札を行うには、予算規模に比して膨大なコストがかかり、明らかに不利であるためというものであった。</p> <p>契約自体は市の規則に準拠して実施されているもののいずれの業務内容も、相当数の業者によって実施可能な内容であり、指名競争入札を行うことに特段の問題はないと考えられる。</p> <p>したがって、登録業者名簿に登録された業種でなければ競争入札が行えないのであれば、登録業種を細分化し登録業者名簿のあり方を見直す、あるいは、登録業種との合致判断基準を柔軟なものにするなどの方策によって、契約方法の採用判断をより合理的に行うことができるように検討する必要があると考える。</p>	<p>合わせを行うなど、適正な実施に努めている。</p> <p>また、登録業種については、市全体で多く契約している実績のあるものについては、増加させるなど必要に応じて対応している。</p> <p>（高齢者施策推進課，地域福祉課， 財政局財政部契約課）</p>
--	---

10 指定管理者制度の状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(4)指定管理者の選定方法 (意見 62)</p> <p>市において、選定委員と応募団体の利害関係の有無を判断するために、平成17年度候補予定の選定委員へは就任依頼時において選定基準等について説明を行い、平成20年度候補予定の選定委員へは就任依頼時に選定基準等の説明を行うとともに、応募団体の役員一覧のチェック及び委員の履歴書閲覧により、利害関係の有無を確認したとのことであった。</p>	<p>【措置済(平成24年8月16日通知)】 平成23年度老人福祉センター指定管理者選定委員会において、応募者との利害関係人の定義を記載した誓約書を作成し、選定委員から受領した。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>団体との利害関係の定義については、「指定管理者の指定に関するガイドライン」に例示されている。</p> <p>しかし、当該例示は指定管理者制度全体に対するものであり、老人福祉センターの指定管理者選定委員における利害関係については明確な定義が設けられていない状態である。</p> <p>したがって、指定管理者の選定を公平に行うという観点から、老人福祉センターの指定管理者選定についての応募団体と委員との利害関係について一定の基準を設ける必要があると考える。</p>	
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター）</p> <p>①実地調査 （指摘 15）</p> <p>基本協定書において、市は指定管理者に対し、3か月に1回は実地調査を実施する旨が定められている。しかし、監査人が実地調査調書を読覧した結果、平成20年度において年2回しか行われていなかった。</p> <p>これは、翌年度の指定管理者の選定手続等により事務負担が増加したために、実地調査の優先順位が低くなってしまったことが原因とのことであるが、協定書に従い定期的に実地調査を行う必要がある。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>平成22年度については、協定書に従い年4回の実地調査を行った。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター）</p> <p>①実地調査 （指摘 16）</p> <p>実地調査調書において、調査項目である「センターの利用の許可、利用の制限等に関すること」についての調査記録が</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成22年度の実地調査については、「センターの利用の許可、利用の制限等に関すること」について調査をし、その内容を記録した。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

<p>残されていなかった。</p> <p>これは、調査項目内容が利用者証の発行に関する基本的な業務であるため、記録するまでもないとの判断によるものであった。</p> <p>基本的な業務と言えども、実地調査を行った結果については調査記録として残す必要がある。</p>	
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター）</p> <p>②定期報告 （指摘 17）</p> <p>基本協定書において、指定管理者は、毎月の個人利用証の発行件数、毎日及び毎月のセンターの個人・団体の利用者数及び区別、男女別、回数別のセンター利用状況日計表等について、市に毎月定期報告しなければならない旨が定められている。</p> <p>しかし、定期報告の内容のうち、毎日のセンター利用者数及び回数別センター利用状況日計表が提出されていなかった。</p> <p>これらの情報は、曜日ごとの利用者数分析やリピーター率分析などを行う上で有用であると考えられ、毎日のセンター利用者数及び回数別センター利用状況日計表を提出させる必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>毎日のセンター利用者数及び回数別センター利用状況日計表については、平成22年4月分から提出させている。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター）</p> <p>③事業報告書の提出 （意見 63）</p> <p>「福岡市立老人福祉センター条例施行規則」及び基本協定書において、指定管理者は事業報告書を作成・提出しなければならない旨が定められている。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>苦情を含めた事故報告のあり方について、報告の基準やその方法について、指定管理者と協議の上まとめ、明示して指導した。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

<p>監査人が事業報告書を閲覧したところ、指定管理者により記載内容についてばらつきがあり、整合性が取れていない。</p> <p>例えば、苦情処理の報告欄について、詳細な内容を記載している指定管理者もあれば、該当なしとしている指定管理者もある。通常、年数万人規模で利用される施設において、苦情が1件もないことは考えにくいため、報告をすべきか否かの判断基準が、指定管理者側に委ねられている状況にあると考えられる。</p> <p>したがって、市において事業報告書で報告すべき内容について一定の整合性を持たせるよう、指定管理者を指導していく必要があると考える。</p>	
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター）</p> <p>③事業報告書の提出 （意見 64）</p> <p>「福岡市立老人福祉センター条例施行規則」及び基本協定書において、指定管理者は事業報告書に管理に係る経費等の収支状況を記載しなければならない旨が定められている。</p> <p>これは、各老人福祉センターの収支状況を把握・分析することによって、その運営状況を把握し、より高齢者福祉に資する運営ができるよう指導する趣旨で設けられた規定と考えられる。</p> <p>しかし、事業報告書の収支決算において、収支が3年間ゼロである老人福祉センターについてその理由を確認したところ、市では特にその理由の調査等を行っていないとのことであり、その他の老人福祉センターの収支決算内容についても詳細な調査等を行われていない。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>事業報告書における収支決算の内容把握については、実地調査の中で行った。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

<p>また、市は実地調査等で経理事務手続の運用等が適切に行われているかの確認を行っているが、収支決算の内容についての調査等を行っていない。老人福祉センターの収支決算は運営管理の状況をモニタリングする上で重要な情報となりえるものであるため、収支決算の内容把握及び分析を行うことは有用であり、実施する必要があると考える。</p>	
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター） ④財務に関するモニタリング （意見 65）</p> <p>指定管理者が安定的、継続的に老人福祉センターの管理ができる状況にあるか確認するため、毎年度指定管理者の財務諸表の提出を求めることができ、その場合において指定管理者は財務諸表を毎年度業務計画書とともに、市に提出しなければならないが、市は指定管理者の財務諸表の提出を指定管理者に求めている。</p> <p>指定管理者の財政状態等に問題があった場合は、老人福祉センターの運営が困難になり、場合によっては指定管理者の存続が不可能となり、市民の施設利用に支障をきたすことも考えられる。</p> <p>したがって、指定管理者が安定的、継続的にセンターの管理ができる状況にあるか確認するため、毎年、指定管理者の財務諸表を入手し、財政状態及び経営成績の分析を行うことは必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>基本協定書第37条にもとづいて、指定管理者の経営状況を把握するにあたって必要と認める場合は、指定管理者に対して財務諸表の提出を求めていく。 （地域福祉課）</p>
<p>(6)指定管理者のモニタリング（福岡市立老人福祉センター） ⑤年度別評価及び総合評価 （指摘 18）</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>評価結果を市のホームページで公開するにあたっては、「指定管理者制度導入施設の事務事業評価について（指針）」</p>

<p>指定管理者の評価結果は市のホームページ上で公開する旨が、「指定管理者制度導入施設の事務事業評価について（指針）」に定められている。</p> <p>しかし、市のホームページ上では平成18年度、19年度の事業報告、評価シート、評価結果一覧がアップロードされており、平成20年度の評価結果は公開されていない。</p> <p>指定管理者の評価を市民が常時閲覧できる状態にすることは、指定管理者評価の透明性をより高めるとともに、指定管理者の管理運営に対する意識向上にも資することにもなり、有意義であると考えられるので、平成20年度の評価結果についてもホームページに公開する必要がある。</p>	<p>のなかで、公開期間を定め、それに基づいて公開した。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>
--	--

11 公有財産の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 公有財産台帳の記載 (指摘 19)</p> <p>公有財産台帳は、「福岡市公有財産規則」第45条において、「財政局長は、公有財産の状況を把握するため、公有財産の種類に従い、財務会計システム上にその台帳を設けるものとする」旨を規定している。また、同規則第48条において、「公有財産が同条各号記載のいずれかに該当するときは、直ちにその理由、年月日その他必要な事項を台帳に登録しなければならない」旨を規定している。</p> <p>社団法人福岡市シルバー人材センター本部及び博多支部の建物の面積が公有財産台帳において二重に計上されているが、台帳への資産の二重計上がなされていると、今後、財務諸表を作成する必要</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>社団法人福岡市シルバー人材センター本部及び博多支部の事務所として同団体に貸し付けている建物面積については、公有財産台帳を修正した。</p> <p>今後、同事務所の建物面積に変更がある場合には、公有財産台帳の修正を確実にを行うよう、担当職員に周知徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

<p>が生じた場合に、市の資産の状況を適切に開示できない原因となる。公有財産の棚卸及び台帳への登録内容の確認を定期的実施し、登録漏れや二重計上があれば適時に発見できる体制を整備する必要がある。</p>	
<p>(3) 普通財産の貸付について (指摘 20)</p> <p>特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対する貸付けでありながら、無償のケースと有償のケースが混在している現在の状況は、公平性の観点から問題がある。</p> <p>有償貸付が適さないケースもあるが、現在はそのような場合に無償で貸付けを行うか基準が明確ではなく、事例が発生する都度対応すると、判断にばらつきがでるため、無償貸付が可能なケースを列挙した要綱等を整備する必要がある。</p> <p>また、貸付当初の財政的な理由により貸付料を無償としていたケースもあるが、その後、市は借受人である社会福祉法人の財政状態の調査等を行っていない。現在の社会福祉法人の経営状況は比較的良好であり、黒字の事業活動収支差額を計上している社会福祉法人もあることから、財政状態等の調査を実施し、無償貸付について見直しを行う必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>要綱の整備については、貸付の際の具体的な基準を定め、公平性を確保するため、平成23年3月1日までに、独自に「福岡市老人福祉施設等施設用地貸付要綱(案)」を制定する旨、方針決定した。</p> <p>また、貸付当時の財政的な理由により無償貸付としている2つの社会福祉法人については、平成21年度の決算状況により財政状況等を調査した。その結果を踏まえ、それぞれの社会福祉法人と協議をすすめた結果、次回更新時より有償貸付とする旨方針決定した。</p> <p>(高齢者施策推進課)</p>
<p>(3) 普通財産の貸付について (意見 66)</p> <p>デイサービスセンターに対する無償貸付については、他のデイサービスセンター運営事業者との公平性を逸することになるため、借受人に対して一定額の修繕費の積立てを行うことを契約書において</p>	<p>【措置済(平成24年8月16日通知)】</p> <p>平成24年度より、国庫負担金の交付を受けた施設も含め、有償貸付を行っている。また、国庫負担金については返還を行うこととしている。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>義務付けているが、そのことが他のデイサービスセンター運営事業者との公平性を確保することになるのかどうかは疑問が残る。特に、国庫負担金の交付を受けて施設を整備したもの以外の無償貸付については、貸付開始時から時間も経過し、デイサービスセンター運営事業者が増加している状況に鑑み、公平性確保の見地あるいは経済性見地から無償貸付の見直しを行い、有償貸付を行うことについて検討の必要があると考える。</p>	
<p>(4) 備品の管理 (指摘 21)</p> <p>備品の管理については「福岡市会計規則」第125条において、善管注意義務を負っており、用途や使用状況について随時点検しなければならない旨、規定されている。また同規則第127条において9月30日及び3月31日現在における備品残高一覧表を物品管理者が作成し、物品出納員または区物品出納員がその確認を行うこととされている。</p> <p>現在は備品台帳が保有する備品の実態を反映しておらず、また定期的な現物調査も行われていない。一度、すべての備品について現物確認を実施し、処分に伴う台帳への変更登録が漏れているものや設置場所の変更登録がなされていないものの洗い出しを行い、備品台帳を整備する必要がある。</p> <p>備品台帳整備後は、現物確認の実施方法（設置場所ごとに現物確認の実施時期を定める、現物確認の記録方法を定める等）をマニュアル化し、すべての備品について年1回の現物確認を行う体制を整える必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>備品台帳の不備については、備品について現物確認を行い、処分に伴う備品台帳への変更登録や設置場所の変更登録を行っている。</p> <p>なお、備品台帳整備後は、現物確認の実施方法をマニュアル化し、年1回の現物確認を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">(松濤園)</p>

12 老人いこいの家について

監査の結果	措置の状況
<p>(3)固定資産管理</p> <p>②老人いこいの家の新規取得・処分 (意見 67)</p> <p>平成20年度に取得した土地1件については、登記がなされている旨が公有財産台帳に記載されていたが、新築した建物は全件、登記がなされていなかった。固定資産税が課されない建物については登記の申請義務から除外されているため登記を行っていないとのことであるが、建物の登記がないと市の所有権の有無が明確ではないので登記を行う必要があるものとする。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>建物の登記については、不動産登記法他の法令に基づけば現行の処理は妥当であると判断していることから、今後とも適切に処理していく。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3)固定資産管理</p> <p>②老人いこいの家の新規取得・処分 (指摘 22)</p> <p>「福岡市公有財産規則」第48条では、「公有財産が同条各号記載のいずれかに該当するときは、直ちにその理由、年月日その他必要な事項を台帳に登録しなければならない」旨を規定しており、取得、処分、所管換等のケースが列挙されている。すなわち、公有財産を取得したときは、取得年月日を台帳に登録しなければならない。</p> <p>新規取得の建物の取得日として、実際の取得日ではなくシステムへの入力日が登録されているものがあった。今後、財務諸表を作成する必要がある場合、減価償却計算を行うために正確な取得年月日の把握が必要となる。公有財産台帳への登録内容の確認作業を定期的に行い、入力ミスを発見することができる体制を整えることが必要であるとする。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5 通知】</p> <p>公有財産へ登録するシステムに入力するにあたって、パソコン画面のハードコピーを回議し入力ミスをチェックすることによる防止策を講ずることとした。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>(3)固定資産管理</p> <p>③備品管理 (指摘 23)</p> <p>老人いこいの家の施設の多さに対し担当職員が少なく、適時に現物との照合を行うことは困難だと思われる。しかし、「福岡市会計規則」第125条にあるとおり、善管注意義務を負っている以上、循環棚卸等有効な方法により、定期的に現物と台帳との照合を行う必要がある。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>平成22年度に、4区40館の備品調査を実施した。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(5)用途廃止後の活用 (意見 68)</p> <p>老人いこいの家の利用状況について、開館日、利用人員の集計は行っているものの、稼働率、1日当たり利用人員等の詳細な原因分析を行っていない。長期間、利用率が低迷している施設については、施設利用者や地域住民へのアンケート等を実施するなどして、施設の必要性を検証する必要があると考える。</p> <p>これまでは各校区に1か所の老人いこいの家を設置する方針で整備をすすめてきたが、老人いこいの家の整備を開始して30年以上経過し、整備開始当初とは時代背景も変化し、高齢者の余暇活動も大きく変化している。各校区1か所の方針を転換し、高齢者の生活実態の調査、地区別居住者数調査や他の利用可能な公共施設・民間施設の調査等を実施し、地域のニーズに即した老人いこいの家のあり方を検討する必要がある。</p> <p>なお、検討の結果、老人いこいの家としての用途を廃止することとなった施設もしくは今後遊休となるおそれのある施設については、売却・転用等によりその土地・建物の有効活用を図る方策につい</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>今後アンケートを取る際には、活用されていない原因が把握できるように行っていく。</p> <p>老人いこいの家の整備か所については、他の多くの事業と同様に、校区を一つの事業単位とする考え方の下、身近に活用できる施設として1小学校区に1か所の整備を進めてきた。</p> <p>校区によって世帯や高齢者の数に相当のバラツキがあるため、利用に幅があることは、ある程度やむを得ないと考えている。利用の少ない施設については可能な範囲で施設の有効活用を検討していくこととするが、利用の多い施設については、現状で利用に支障はないと考えている。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>て検討し、遊休状態が長期間継続しないようにする必要がある。</p> <p>また、存続の必要があると判断した施設であって、老朽化により建て替えが必要なものについては、公民館との合築に加え、活用されなくなった公共施設を利用するなど、他の市有施設の有効活用となるような方法についても検討する必要があると考える。</p>	
---	--

13 社団法人福岡市老人クラブ連合会について

監査の結果	措置の状況
<p>(1)市老連の概要 (意見 69)</p> <p>60歳以上の人口は増え続けているのに対して、老人クラブの会員数、加入率とも減少を続けており、活動は縮小傾向にある。市老連は「福岡市老人クラブ活性化プラン」を策定して会員の加入促進に取り組んでいるが(対象期間：平成19年度～平成21年度)、現在のところ明らかな成果は認められない。ただ、地域に根ざした老人クラブの活動は、地域社会における連帯意識の希薄化が進む中で貴重なネットワークであり、うまく活用することで市にとっても存在価値の高いものであると考えられる。市は財政的な援助以外の考えられうる支援策についても検討し、老人クラブの自立的な活動を支援することにより、今後も老人クラブの活性化に継続的に取り組む必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>福岡市老人クラブ運営基準及び要綱を平成22年4月1日付で改正し、会員数の下限を50人から30人に見直すことで、老人クラブを結成、維持しやすい環境づくりを行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3)福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金 (指摘 24)</p> <p>市は福岡市老人クラブ連合会が実施する高齢者の社会活動を推進するための事</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>補助金交付要綱については平成21年6月1日付で改正を行い、要綱に準拠して適正な執行に努めるよう団体に対して指導を行った。</p>

<p>業を助成するため、「福岡市老人クラブ連 合会運営及び活動事業補助金交付要綱」 に基づき補助金を支給している。監査人 が、補助金対象経費の計上が適切に行わ れているか確認するため、関連資料を閲 覧したところ、要綱において補助金対象 外経費とされている支出に対して以下の とおり、補助金が支給されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金のうち全市的な活動に充当され た部分 役員の旅費 166,272円 費用弁償(交通費) 784,000円 食糧費(弁当・お茶) 227,571円 ・補助金のうち各区での活動に充当され た部分 食糧費(弁当・お茶) 1,227,604円 <p>補助金は市民税その他の貴重な財源に よるものであるため、交付要綱に準拠し て適正な執行を行う必要がある。</p> <p>なお、食糧費に関しては、老人クラブ 連合会主催のイベント時の運営スタッフ に対する弁当・お茶代であることから、 市は「市長が特に必要と認める経費」と して補助対象経費として認めていたが、 交付要綱ではすべての食糧費が補助対象 外経費とされているため、交付要綱の規 定に準拠していない運用となっている。 今後は、実態に即した効果的な補助金の 交付ができるよう、交付要綱を見直しす るなど適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) 福岡市老人クラブ連合会運営及び活 動事業補助金 (意見 70)</p> <p>市は福岡市老人クラブ連合会が実施す る高齢者の社会活動を推進するための事 業を助成するため、「福岡市老人クラブ連</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>団体の旅費規程は平成21年4月1日 付で改正されており、すでに別表2は削 除されている。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>

<p>合会運営及び活動事業補助金交付要綱」に基づき補助金を支給している。補助金対象経費の計上が適切に行われているか確認するため、関連資料を閲覧したところ、旅費規程の改訂に伴う別表（2）の見直しが行われておらず、本文と対応していなかった。</p> <p>規程（別表含む）は適正な業務執行及び補助金算定の根拠となるものである。本文の改訂に伴い、別表を見直すよう指導する必要があると考える。</p>	
<p>(3)福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金 (意見 71)</p> <p>航空機代の精算額（市老連運営費 事務費）について、役員分は領収書を添付せずに定額の航空運賃、事務局長分は自主的に実費払いにしており、旅費算定方法にばらつきがあった。</p> <p>平成20年度の要綱では役員分旅費は補助対象経費ではないが、平成21年度においては要綱の改訂等により補助対象経費となっているため、精算方法を実費払いに統一するよう指導する必要があると考える。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>団体の旅費規程は平成 21 年 4 月 1 日付で改正されており、すでに航空運賃等は実費払いに統一され、領収書添付を義務づけている。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>
<p>(3)福岡市老人クラブ連合会運営及び活動事業補助金 (意見 72)</p> <p>補助金対象（市老連活動旅費）の日帰りの出張について、日当が2日分支給されているものがあった。</p> <p>2日分の日当支給は準用している市の規定（福岡市職員等旅費支給条例施行規則）に基づいた処理である。当該規則第16条第2号においては「鉄道400Km以上の旅行又は空路による旅行で日帰りのも</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>団体が準用している本市の規程が見直される場合には、団体に対しても団体の旅費規程を見直すよう指導していく。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>

<p>の」に対しては「支給されるべき日当の額に当該額の10割に相当する額を加算して得た額の日当」を支給すると定めている。</p> <p>現在では、交通網の発達や航空機利用の一般化により、日帰り可能な範囲は広がっており、遠方への日帰り出張は特別なことではなくなっている。また民間事業会社でも、日当は1日の出張に対して1日分支給されるのが通常であるので、補助金対象となる日帰りの出張に際しての日当の取扱いについては、規定の見直し等を指導する必要があるが、そのためには、市の規程についても見直しの検討が必要と考える。</p>	
<p>(5)福岡市老人クラブ活動事業補助金 (指摘 25)</p> <p>現在は福岡市老人クラブ活動事業補助対象となる経費に関する具体的な規定が要綱になく、補助対象経費か否かの判断は各区担当者の判断に一任されている。担当者ごとに異なる運用にならないように内規等による補助対象経費及び補助対象外経費の文書化が必要である。</p>	<p>【措置済（平成23年6月24日通知）】</p> <p>福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱を改め、補助対象の基準を具体化した。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(5)福岡市老人クラブ活動事業補助金 (意見 73)</p> <p>単位老人クラブは、平成20年度末現在、全市で935クラブあるため、各区担当者による福岡市老人クラブ活動事業補助金実績報告書の点検も煩雑になると考えられ、また支出金額の確認において領収書等の根拠証憑の点検が不十分である。全老人クラブについて詳細な実績報告書の点検を行うことは現実的ではないため、毎年数件をサンプルとして抽出して点検を行い、問題事例が発生すれば各区から</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>平成21年度の補助金について、各区から数クラブずつを抽出して、点検を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

本庁担当課へ連絡し情報の共有を図る体制を構築する必要があると考える。	
------------------------------------	--

14 社団法人福岡市シルバー人材センターについて

監査の結果	措置の状況
<p>(3) シルバー人材センター運営費補助金について (意見 74)</p> <p>社団法人福岡市シルバー人材センターの会員数はここ数年増加しているものの、60歳以上人口が年々増加しているため加入率は2%台となっている。このような状況の中、市はシルバー人材センターに対し、3名の職員派遣及び運営費補助金116,044千円の交付という直接的な支援を行っている。</p> <p>また他の政令指定都市に比べ、市を含む公的団体からの受託業務の比率が高くなっている。各都市の民間事業所数等の影響もあるため一概には言えないものの、この要因として民間事業所の市シルバー人材センターの業務に対する認知度が低いことが考えられる。積極的に営業活動を行い、市からの受託業務に加え、民間事業所からの受託業務も増加させるなどの自助努力が必要と考えられる。市としても職員派遣及び運営費補助金の交付という直接的な支援を見直し、市シルバー人材センターが自立した業務遂行が可能となるよう、支援方法を再検討する必要があると考える。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>シルバー人材センターに対する本市からの業務発注については、市議会からも、地方自治法施行令167条の2第1項第3号にもとづいて積極的に取り組むよう強く要望されており、職員派遣、補助金交付という直接的な支援とは別に、団体の収益が上がるように、支援を行っているものである。</p> <p>民間事業所からの受託業務を増やすことについても、職員派遣という支援のなかで進めていく。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) シルバー人材センター運営費補助金について (指摘 26)</p> <p>シルバー人材センター運営費補助金の対象経費について、「シルバー人材センター運営費補助金交付要綱」別表1において</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>共益費の内容を精査した結果、補助対象経費であることがわかったため、平成22年4月1日付で「シルバー人材センター運営費補助金交付要綱」を改正し、事務所共益費も補助対象経費となることを</p>

<p>「補助対象となる経費」と「補助対象とならない経費」が列挙されている。</p> <p>市シルバー人材センターから市へ提出された事業実績報告書に添付の明細に「共益費」という項目が記載されていたが、要綱で「補助対象となる経費」とされているものの中に「共益費」という項目は記載されていない。「共益費」がどのような費用であるか明らかではなく、同要綱の費目名称との対応が不明瞭である。</p> <p>このような場合、事業実績報告書の内容についての調査・確認が適切に実施できず、補助対象とならない経費に補助金が支払われる、あるいは調査・確認作業が煩雑となり、補助金交付業務が非効率となる可能性がある。</p> <p>したがって、定常的に発生する費目については、その性質を考慮して補助金の対象として認められるものであれば、要綱に明示する必要がある。また「補助対象となる経費」のいずれかに該当する性質の経費であれば、費目名称が対応する形で事業実績報告書を作成するよう市シルバー人材センターに指導する必要がある。</p>	<p>明示した。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) シルバー人材センター運営費補助金について (指摘 27)</p> <p>委員長が一時的に不在となっていた支部において、委員長の業務を代行していた会員に対して「安全・適正就業推進費-諸謝金」の費目で委員長報酬相当額を支払っていたが、これを補助対象経費に加えていた。「委員長報酬」は補助対象経費であるが、「安全・適正就業推進費-諸</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>団体経費の執行について、補助対象となるか判断が難しい場合は、必ず事前に所管課へ相談協議を行うよう、文書にて、指導を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>謝金」は補助対象経費ではない。</p> <p>市と市シルバー人材センターは、「補助対象となる経費」に該当するか否かについて、要綱に定めのない経費が発生した場合は、その都度、互いに協議し判断することで実務上対応している。この場合も、当該経費が補助金の対象となるか否かについて、事前に協議が行われる必要があったが、協議は行われていない。</p> <p>臨時的に発生した経費については、補助金対象外の経費に補助金が交付されてしまうリスクを避けるため、補助金交付要綱で定められている市長が特に必要と認める経費にあてはまるかどうか、事前に市と協議するよう、市シルバー人材センターを指導する必要がある。</p>	
--	--

15 養護老人ホーム松濤園について

監査の結果	措置の状況
<p>(5)養護老人ホーム松濤園運営上の課題について (意見 75)</p> <p>養護老人ホーム松濤園は、養護老人ホーム設立(昭和46年5月)から38年経過し、設備が老朽化しており、今後、継続的な施設改修費が必要となる。また、施設における個室対応が進んでおらず、養護老人ホームの存在に係る市民への情報提供も不足している。</p> <p>このような状況において松濤園の運営が行われているが、運営自体も年齢構成等が高いために人件費負担が大きく、市の一般財源からの支出も年間平均135,963千円程度発生している。今後、運営については民営化も含めて民間による活力を利用することについて検討することが必要であると考え。</p>	<p>【措置済(平成26年8月26日通知)】</p> <p>市立の養護老人ホーム松濤園については、昭和46年の設立から40年以上が経過しており、施設の老朽化が著しいことや全国的に同様の施設の多くが社会福祉法人により運営されている。</p> <p>このような状況から、松濤園に代わる新施設の設置・運営については、社会福祉法人により実施するとともに(平成29年度から運営開始予定)、松濤園を廃止することとした。</p> <p>(高齢者サービス支援課)</p>

16 社会福祉法人等の決算書分析について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 社会福祉法人現況報告書の提出 (指摘 28)</p> <p>市が社会福祉法人等より提出を受ける決算報告書には、施設ごとの資金収支計算書（内訳表）及び事業活動収支計算書（内訳表）の添付が必要であるが、施設ごとの資金収支計算書（内訳表）及び事業活動収支計算書（内訳表）が添付されていないものが認められた。</p> <p>市は、現在、現況報告書等が正しく提出されているか点検を行っていないが、現況報告書等の提出漏れがないかどうか確認をすることは必要であり、各法人ごとのチェック提出書類一覧表等を作成し、提出が義務付けられている書類が洩れなく提出されているか確認する必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>社会福祉法人等が市へ現況報告書等を提出しているが、一部提出漏れがあったことについては、平成22年度から提出漏れを防ぐため、「現況報告書等提出書類一覧表チェックリスト」を作成し、確実に社会福祉法人等から現況報告書等を受領することとした。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>
<p>(3) 社会福祉法人等の決算書分析について (意見 76)</p> <p>市においては、社会福祉法人及び各老人福祉施設、介護保険施設の経営状況、財政状態を把握するための決算書分析が行われていないが、経営状況を把握するための事業活動収支分析及び財政状況を把握するための純資産や繰越活動収支差額の分析は、社会福祉法人等の経営状況・財政状況を把握する上で有効であると考えられる。各社会福祉法人または各施設における経営状況・財政状況との比較を行うことにより、法人等の健全性、収益性あるいは効率的な運営を行っているか把握でき、指導及び改善をすべき問題点等も明確になるものとする。</p>	<p>【その他 H22. 11. 5通知】</p> <p>決算書を分析することは有用だと考えられるが、社会福祉法人が経営している社会福祉施設の数や規模、あわせて実施している社会福祉事業に違いがあるため、それらを含めて経営状況を客観的にどう判断していくか、また、分析により得られた結果をもとに、行政としてどこまでの指導が可能であるか等の問題があるため、今後慎重に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課、監査指導課）</p>

<p>なお、社会福祉法人等の経営状況、財政状態を把握するための決算書分析を行うに当たって、社会福祉法人会計に精通した外部の専門家（公認会計士、税理士等）等の活用も検討することが必要と考える。</p>	
<p>(3) 社会福祉法人等の決算書分析について (意見 77)</p> <p>監査人が、市から社会福祉法人へ交付された各種補助金・交付金が社会福祉法人の事業活動収支計算書において補助金収入として適切に計上されているか検証したところ、一部の社会福祉法人において補助金収入が計上されていなかった。この原因は、社会福祉法人が補助金収入を利用料収入または雑収入として計上、あるいは補助金の未収計上を行っていない等によるものであった。</p> <p>補助金は、利用料収入等とは性質が異なるため、利用料収入や雑収入として処理すべきではない。また、会計年度内に補助金交付の決定が確定したものについては、未収計上を行う必要がある。</p> <p>また、社会福祉法人に対する指導監査及び研修等の強化を含めて、社会福祉法人の経理事務処理の向上を図る施策を検討することが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 11. 5通知】</p> <p>一部の社会福祉法人が補助金収入を利用料収入や雑収入として計上、あるいは、補助金の未収計上を行なっていなかったことについては、平成22年度の補助対象社会福祉法人に対する補助金申請通知に「補助金については、利用料収入や雑収入ではなく、補助金収入として計上すること、また、補助金の未収計上を確実に行なうように留意すること」を記載し、周知徹底の上、指導した。</p> <p>また、平成22年3月に、社会福祉法人の監事や社会福祉施設における経理事務担当者向けに研修会を開催したところであり、今後も社会福祉法人の経理事務処理の向上を図る取り組みを引き続き実施していく。</p> <p>(高齢者施策推進課、監査指導課)</p>